

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 4 年 12 月 9 日 (金曜日) 午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 例月出納検査結果報告並びに定期監査結果報告
日程第 4 議員派遣の件
日程第 5 一般質問
日程第 6 議案第 60 号 東白川村過疎地域持続的発展計画の変更について
日程第 7 議案第 61 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例について
日程第 8 議案第 62 号 東白川村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 9 議案第 63 号 東白川村職員の分限に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 10 議案第 64 号 令和 4 年度東白川村一般会計補正予算 (第 7 号)
日程第 11 議案第 65 号 令和 4 年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)
日程第 12 議案第 66 号 令和 4 年度東白川村介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第 13 議案第 67 号 令和 4 年度東白川村簡易水道特別会計補正予算 (第 3 号)
日程第 14 議案第 68 号 令和 4 年度東白川村下水道特別会計補正予算 (第 4 号)
日程第 15 議案第 69 号 令和 4 年度東白川村国保診療所特別会計補正予算 (第 5 号)
日程第 16 閉会中における議会運営委員会の継続調査について

出席議員 (7 名)

1 番	安 江 真 治	2 番	安 保 泰 男
3 番	安 江 健 二	4 番	今 井 美 和
5 番	今 井 美 道	6 番	桂 川 一 喜
7 番	樋 口 春 市		

欠席議員 (なし)

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長	今 井 俊 郎	副 村 長	桂 川 憲 生
教 育 長	神 戸 誠	総 務 課 長	今 井 明 徳
村 民 課 長	安 江 修 治	産 業 振 興 課 長	伊 藤 秀 人
地 域 振 興 課 長	村 雲 修	建 設 環 境 課 長	安 江 透 雄
教 育 課 長	有 田 尚 樹	保 健 福 祉 課 長	河 田 孝
診 療 所 事 務 局 長	安 江 輝 彦	会 計 管 理 者	今 井 英 樹

監査委員 安江弘企

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局
書記 居石浩之

◎開会及び開議の宣告

○議長（桂川一喜君）

ただいまから令和4年第4回東白川村議会定例会を開会します。

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（桂川一喜君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、1番 安江真治君、2番 安保泰男君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（桂川一喜君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月13日までの5日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月13日までの5日間に決定しました。

◎例月出納検査結果報告並びに定期監査結果報告

○議長（桂川一喜君）

日程第3、例月出納検査結果報告並びに定期監査結果報告を議題とします。

監査委員の報告を求めます。

監査委員 安江弘企君。

○監査委員（安江弘企君）

令和4年12月9日、東白川村議会議長 桂川一喜様。東白川村監査委員 安江弘企、同じく安保泰男。

例月出納検査結果報告。

令和4年8月分、9月分及び10月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記1. 検査の対象 令和4年8月分、9月分及び10月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、歳入歳出外会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

2. 検査の時期 令和4年9月26日、10月27日及び11月24日。

3. 検査の結果 令和4年8月末日、9月末日及び10月末日における上記会計の予算執行状況、現金及び預金の現在高並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数は全て関係書類に合致し正確であった。

続きまして、4年度の定期監査結果を別冊に出しておりますので、朗読をしたいと思います。

定期監査結果報告書。

地方自治法第199条第4項の規定により、令和4年10月19日、20日及び同月27日の3日間実施した定期監査の結果は次のとおりである。よって、同法第199条第9項の規定により報告する。

なお、同法同条第10項の規定により意見を付する。

令和4年12月9日、東白川村監査委員 安江弘企、同じく安保泰男。東白川村長 今井俊郎様。
東白川村議会議長 桂川一喜様。

監査の主眼。

1. 予算の執行は適法かつ効果的に行われているかの確認。
2. 前年度の滞納額が確実に調定されているかの確認。
3. 契約事務が公正適切に行われているかの確認。
4. 事務事業が住民福祉の増進に寄与しているかの確認。
5. 最少の経費で最大の効果を上げているかの確認。

監査の方法。

前半（書類審査）。

1. 令和4年度9月末の各会計の予算の執行状況、現金、預金、有価証券及び基金等の管理保管状況等の監査。

2. 令和4年度9月末の各課所管の事務事業の進捗状況の監査。

3. 令和3年度末の村税等の滞納分が令和4年度に調定され収入督促がされているかの監査。

4. 村が発注する契約事務が適正に行われているかの監査。

5. 補助金、委託事業の事務処理が適正に行われているかの監査。

6. その他関係する必要事項の監査。

後半（現地監査）。

1. 指定管理施設等の利用状況及び維持管理の状況。

2. 令和4年度各工事の進捗状況と各工事の完成状況の監査。

監査の結果。

1. 予算の執行状況及び預金等の管理状況。

令和4年度9月末現在の一般会計と特別会計を合わせた予算規模は41億6,409万5,000円で、予算の執行状況は、収入済額24億2,911万780円、支出済額17億7,300万3,781円、歳計外現金会計の差引き残高と合わせた残高は6億6,917万6,016円であり、その保管状況はいずれもめぐみの農協東白川支店で、普通預金6億6,914万8,352円、当座預金2万7,664円であります。歳出予算執行率42.6%

で、前年度同期と比較すると0.6ポイント上回っています。

基金の保管状況は、前年度同期と比較すると1億2,610万5,804円増の13億3,202万5,597円です。その内容は、定期預金23口、普通預金3口、国債2口であります。

出資証券等の管理状況は、前年度同期と同額で1億8,586万円となっています。その内容は、出資証券11団体、証書53枚1,299万8,500円、株券9団体、52枚1億5,716万1,500円、債権2団体、1,570万円であります。

予算の執行状況、現金保管状況、基金管理及び有価証券保管状況は適正であり、正確であることを認めます。

2. 滞納の状況と滞納整理。

令和3年度末の村税等の滞納繰越額は1,218万6,139円あり、それが令和4年度に適正に調定され歳入の督促がされているかを調査しました。

調定については、滞納額が令和4年度に計上され適正に処理されておりました。納入の督促をされているかについては、税金等で9月末までに滞納繰越分117万7,053円が納付されていました。

なお、村税等主な9月末の滞納額は次のとおりであります。次表に上げておりますが、令和4年9月末の金額のみとさせていただきます。

村税642万9,927円、国民健康保険税373万5,249円、介護保険料10万2,200円、CATV使用料177万4,750円、簡易水道使用料12万5,540円、後期高齢者医療保険料4万9,600円、国保診療所診療費等ゼロ、合計1,221万7,266円。

主な村税等の滞納額を前年度同期と比較しますと26万7,162円減少していますが、滞納額は令和4年度当初と比較すると30万6,727円増えています。徴収に努力され、一定の成果は上がっていることは評価しますが、まだ多額の滞納がありますので、負担の公平性の観点からも引き続き滞納整理の推進と収納率向上に一層の努力をお願いします。

3. 村が発注する契約事務が適正に行われているかの確認。

村が契約する工事及び委託契約等20事業について調査を行いました。契約規則等に従い、業者選定、事業等の管理事務の執行はおおむね適切に処理されておりましたが、医事業務委託料、検査委託料及び給食業務委託料については、当該契約事業者以外に適当な入札参加希望者がいないという理由で随意契約となっているが、契約金額等が適正であるかを精査されたい。

4. 村が交付している補助金が適正に執行されているかの確認。

村が交付している補助金について9事業の調査を行いました。補助金交付規則等に従って交付申請書等が提出されており、適正に処理されていることを確認しました。

5. その他関係する監査。

国保診療所介護老人保健施設の入所状況は、定員16床に対して9月までの1日当たりの平均入所者は11.6人となっています。1人1日当たり調定額が平均で約1万2,700円となっていますので、1人入所者を増やすことで年間に相当額の介護収入が見込めると思います。アンケート等を実施し経営改善に取り組むとの説明を受けましたが、入所希望者が利用しやすい環境改善に努められたい。

次に、現地調査で気づいたことを申し上げます。

指定管理施設等の管理状況は適正に管理され、周辺の環境整備もできていたと思います。

結び。

令和4年度の定期監査は、書類審査、現地監査に分けて3日間実施しました。それぞれの担当課長、担当者には多忙の折、懇切丁寧に説明いただき、多くの資料を提出いただきありがとうございました。

東白川村においては、第5次総合計画後期計画等に基づき、村の活性化に向けて事業推進が行われていると思いますが、過去に整備した簡易水道、老朽建物など修繕、更新が必要な施設が多くあると思います。現在の村債の借入残高は、一般会計、特別会計合わせて39億8,243万1,000円あります。

既に令和5年度の予算編成も始まっていると思いますが、今後計画される事業に多額の借入れはやむを得ないと思いますが、事務事業の執行については、常にコストを意識して最少の経費で最大の効果を上げるにはどうすればよいかを意識し、その有効性、必要性を考慮し、村民が豊かさを実感できる施策が展開されることを祈念し、意見とします。以上であります。

○議長（桂川一喜君）

監査委員の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、例月出納検査結果報告並びに定期監査結果報告を終わります。

◎議員派遣の件

○議長（桂川一喜君）

日程第4、議員派遣の件を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 今井美道君。

○議会運営委員長（今井美道君）

議員派遣の件について御説明をいたします。

令和4年12月9日、次のとおり議員を派遣いたします。

派遣名、目的、派遣場所、期間、派遣議員の順に読み上げをいたします。

1. 加茂郡東部三町村議会議員研修会、加茂郡東部3町村議会議員の交流により相互理解を深める。白川町、令和4年12月13日、議員全員。

2. 第2回東白川村小中一貫校の設置に関する検討委員会、教育振興に資する。東白川村役場、令和5年1月23日、安江健二議員、今井美和議員。

以下、議長決裁での議員派遣の報告につきましては、読み上げはいたしません。書面での御確認をいただきたいと思います。

以上で、議員派遣の件の説明及び報告を終わります。

○議長（桂川一喜君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を省略し、議員派遣の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに、また議長決定分について承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は原案のとおり可決・承認されました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣の内容について、変更の必要が生じた場合は、変更事項について議長一任をお願いできませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について、変更の必要が生じた場合は、議長一任で変更できることに決定しました。

これで議員派遣の件を終わります。

◎一般質問

○議長（桂川一喜君）

日程第5、一般質問を行います。

通告者は3名です。

順番に質問を許可します。

2番 安保泰男君。

〔2番 安保泰男君 一般質問〕

○2番（安保泰男君）

通告に従いまして、一問一答方式で質問させていただきます。

アユ漁観光など来村対応についてお伺いいたします。

令和4年のアユ漁シーズンも無事終わり、当たり前になりつつある猛暑と豪雨、今年も3年連続での「7月長雨増水」が今年もキーワードとなったと言われています。

その中、この地方ではマイカーの保有率が高く、移動手段に自家用車を使うのが一般的です。特にアユ漁時期においては年間1万8,000人近くが来村し、村全体では、コロナ禍の令和2年・3年

では8万人が、令和4年9月時点では既に10万人と増加傾向で来ていただいております。大変ありがたいことですが、河川近くの道路での交通ルールの駐車場問題が毎年問われます。せっかく来ていただいている皆さんと地元の皆さんと何とかならないかを何点かお伺いいたします。

1つ目は、駐車場の場所が分かる村内観光、アユ漁スポットなどをマップとして漁協さんと共催し、おとり店などを通して作成、配布を試みて、交通障害にならないようにしてはどうかをお伺いいたします。

○議長（桂川一喜君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

安保議員の御質問にお答えいたします。

駐車場の場所を記載したマップを作成し、交通安全に配慮できないかといったような御質問かと思えます。

アユ漁シーズンにおきます駐車場不足につきましては、村民の皆さんに御不便をかけていることは承知しております。この点につきましては、飛騨川漁業協同組合のほうも十分認識していて、毎年作成している釣り場案内のパンフレットにも駐車場の位置を入れ、違法駐車にならないようにというような注意喚起も行っております。飛騨川漁協では、昨年から大口地内に用地を借りて駐車場を確保しており、先ほどのパンフレットには村内3か所の駐車場が記載されております。組合としましては、もっと駐車場を確保したいというような意向であります。白川沿いに道路が走っている村の地形から、用地の確保が非常に困難で、駐車場確保が進んでいないとしております。また、一度に多くの場所を確保することは資金的にも厳しいということで、順次土地を確保して駐車場を増やしていくことと、マナー向上を啓発しまして、釣り客にも住民の方にも喜ばれる河川にしていきたいというような話をしております。

なお、飛騨川漁業協同組合のほうには、カワウの駆除の陳情を受けましたときに、駐車場の確保について申入れを行っております。飛騨川漁協につきましては、下呂市の金山、中津川市加子母、白川町、七宗町、川辺町、それと本村と広範囲にわたりまして管轄する漁協で、本村だけのマップを作成するというより、現在作成されていますパンフレットを充実して対応していきたいというような意向でございました。村のほうも、釣り客だけのために駐車場の確保は予定しておりませんので、飛騨川漁協に対しまして候補地の紹介や支援、それからマナー向上の啓発などを通じまして、アユ釣りシーズンの交通安全について配慮してまいりたいと思っております。

なお、違法駐車などの案件につきましては、東白川駐在所のほうで対応してもらっております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（桂川一喜君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

ありがとうございます。

今の答弁の中でもありましたように、駐車場の不足を見ると、現在河川近くの村の保有地、例えばグラウンドですとか、公園、あるいは工場の跡地などを時期的に開放するようなことができないのかを一つお伺いいたします。

○議長（桂川一喜君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

村の施設の駐車場を開放できないかということで質問いただきました。

白川沿いの公園とか公共施設につきましては、車止めなどの設置がありませんので、現在の特別な事情がない限り、特別な行事とか、県からコロナの感染防止の観点で行動制限がない限り、釣り客の方には御利用いただいておりますし、今後も御利用いただければと思っております。

ただし、このような場所を駐車場として開放して公表することにつきましては、トラブルの元になりかねませんので、公開とか公表については差し控えさせていただきたいと思っております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（桂川一喜君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

それに関連して3つ目の質問ですけれども、アユ漁時期の交通マナー、全般に時期とは言いませんけれども、交通マナーに対して、この時期を問わず県道白川・加子母線、越原、特に五加地区の白線部分での急加速・追越しが頻繁に見られ、地元住民からも、怖い思いをしているので、この部分の速度制限、あるいは追越し禁止などの対応ができないかをお伺いいたします。

○議長（桂川一喜君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

国道・県道の交通規制について御質問いただきました。

加茂警察署に問い合わせたところ、道路のはみ出し可能区間につきましては白い点線で道路に線が引かれております。はみ出し禁止区間には白の実線または黄色の実線で道路に線が引かれており、カーブや見通しの悪い場所、丘になっている場所につきましては黄色の実線が引かれております。

次に、速度でございますが、主要地方道下呂・白川線と国道256号線につきましては、大沢と加子母の万賀の交差点に速度を示す標識があり、道路交通法施行令によりまして50キロの速度規制になっております。

これらのことの変更につきましては、地域の住民の方の要望により変更が可能だというふうな回

答をいただいております。この場合でございますが、地域の方々の意見が抽出され、要望書にまとめていただいて村に提出いただき、それを村から加茂警察署のほうに提出するといったような流れになると思っております。

この点につきましては、今度あります自治会長会議や交通安全協会の理事会などで御意見を伺いたいと思っております。一番よい形態につきましては、道路沿いの方々や自治会の方々などで御意見をまとめていただきまして、要望していただくことと思っております。これは住民の方の意見を警察署が重視するため、住民の総意として御要望いただくことが必要であると思ひますし、トラブル回避の意味となっております。なお、村としては村民の方の意向を尊重しまして、要望書を出していきたいと思っております。

ただし1点、問題がありまして、速度規制につきましては非常にハードルが高いというふうな回答をいただきました。道路交通法の中には、交通の安全といった部分と交通の円滑と云ってスムーズに交通を流すというような記載もあるので、要望があっても、速度規制につきましては簡単には変えられないとのことでした。

車の運転につきましては、ドライバーの方のマナーに頼るところが大きいわけですが、今後もマナー向上の啓発を重点としまして、また村民の方のニーズを十分把握して対応してまいりたいと思っております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（桂川一喜君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

ありがとうございます。ぜひとも安心して暮らせるような村づくりになるようお願いし、次の質問に移らせていただきます。

2つ目、村外通勤における通勤費補助支援についてという質問をします。

村民の村離れが見られる中、地元にとっしりと構え、税も納めながら村外通勤をされている職人さんをはじめとする皆さんに、学生支援とは違うかもしれませんが、通勤補助金支援制度設立なども踏まえた見直しを伺うとともに、通勤先から手当もない方が見える中で、村も外貨を稼いで、村のためにも頑張ってみえる方々に、村としての方向性をお伺いいたします。

○議長（桂川一喜君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

私からただいまの質問についてお答えをさせていただきます。

村外に通勤されている村民の方々に通勤補助を行ってはどうかという御質問でございます。

今年は、ウクライナ情勢に端を発した国際情勢の悪化の関係から資源・食料不足となり、物価高騰・燃料高騰が社会的にも問題になってきております。国からは石油元売に助成したり、肥料高騰への対応として、高騰分について補助をしたりするなどの対応が行われております。

燃料高騰に関して、本村でも新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、村外に通勤されている方に対して補助をしようと補助金の制度設計を試みた時期もありましたが、燃料高騰分をどのように把握するのかということ、またいつの価格と比較するのか、対象者をどうするのか、対象期間、補助額、燃料高騰の基準、申請書類作成をどのようにお願いするか、こういった課題がございました。どのように補助金を支給するのかは、こういった意味では事務的な難題も多く、制度を断念した経緯がございます。

言い訳のようで大変恐縮なんですが、その代わりとして、燃料高騰の直接的な支援でなく、つちのこ商品券を配付することで一律に村民生活を支援する方向を定め、村内の消費喚起も含めて事業実施を行っております。このように間接的支援ではありますが、物価高騰・燃料高騰への支援をこれからも行ってまいりたいと考えてございますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

○議長（桂川一喜君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

ありがとうございます。ぜひ途切れた状態にならないように、先を見据えてお願いしたいと思っております。

今回この質問をしたのは、今後村での就業場所が極端に増えるということも難しい中で、Iターン移住も大変ありがたく頼もしいですが、この村に生まれ育った人たちが帰ってきたいと思ったときの一つの支えになればいいかなと思ってお伺いした次第でございます。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（桂川一喜君）

3番 安江健二君。

〔3番 安江健二君 一般質問〕

○3番（安江健二君）

通告に従いまして、ただいまより一問一答方式にて、新型コロナウイルスとインフルエンザ感染防止対策についての数点の質問をさせていただきます。

今冬、新型コロナウイルスの第8波とインフルエンザ同時の流行が懸念をされます。既にコロナ感染は新しい波に入りつつあり、今夏を上回るおそれもあります。厚生労働省の専門家組織アドバイザリーボードは、南半球で3年ぶりに流行したインフルが北半球にも広がると予測しつつ、新型コロナの第8波到来も警告をしています。今夏に発生したコロナ第7波は、感染力の強いオミクロン株の派生型BA.5が主流でした。1日当たりの新規感染者は、ピークの8月19日には全国で26万923人に達しました。それ以降は急激に減りましたが、11月に入り、感染者は北海道などで再び拡大を始めています。

一方、インフルエンザは、過去2シーズン国内で流行がありませんでした。このため、免疫を持

っていない人が増えているおそれがあります。厚生労働省は、今冬、新型コロナの患者が1日45万人、インフルエンザの患者が同30万人の規模で同時流行すると算定をしています。ピーク時には、同70万人の患者を想定しております。

それでは、第1の質問に入ります。

全国のワクチン接種状況ですが、令和4年12月4日現在で、1回目接種率が全人口の77.75%、2回目接種率が全人口の77.23%、3回目接種率が全人口の67.08%、4回目接種率が全人口の39.49%、5回目接種率が全人口の8.83%となっております。

一方で、岐阜県における接種率を見ますと、1回目は78.83%、2回目は78.43%、3回目は69.42%、4回目は42.93%、5回目は12.5%であり、いずれも全国の接種率は上回りますが、次第に減っているようです。

そこで、東白川村における接種率についてはどのような状況にあるのかをお伺いいたします。また、同様に減少しているとしたら、その原因についてお伺いをいたします。

○議長（桂川一喜君）

保健福祉課長 河田孝君。

○保健福祉課長（河田 孝君）

安江健二議員の御質問にお答えいたします。

これまで村が実施した新型コロナワクチンの接種につきましては、村外で接種した方も含め、11月30日現在で初回接種、これは1回目と2回目でございますが、済み者が65歳以上延べ1,841人93.7%、12歳から64歳が延べ1,956人91.1%、小児（5歳から11歳）が延べ83人で47.2%、全体で90.7%でございます。

追加接種の3回目済み者につきましては、65歳以上が862人の89%、12歳から64歳が919人で85.6%、5歳から11歳が20人で22.7%、全体で84.6%です。

4回目済み者につきましては、65歳以上769人で79.4%、12歳から64歳が640人で59.6%、4回目以降は小児の接種は今のところありませんので、全体で69%。

5回目につきましては、現在進行系でございますけれども、65歳以上が367人で37.9%、12歳から64歳で49人で4.6%となっております。

回数だけを考えれば5回目の接種は少ないわけでございますけれども、5回目の接種を受ける方は、今のところ60歳以上の高齢者の方、59歳以下の基礎疾患のある方と医療や介護等の仕事に携わっているいわゆるエッセンシャルワーカーの方に限られており、現在接種が推奨されているオミクロン株対応ワクチンについては、高齢者の場合は5回目となりますが、64歳以下の方は接種する時期によって3回目や4回目の接種となるということになります。

ワクチン接種につきましては、この12月14日に集団接種がありますので、まだ接種者数は増えることが見込めますが、議員御指摘のとおり、村におきましても少なからず接種者が減少してきている点は否めません。その原因としてはいろんなことが考えられますが、ワクチン接種によってつらい副反応があった方や、感染力は強いものの重篤な症状にはなりにくいと言われているオミクロン

株が主流になったことによる油断や慢心、複数回の接種による慣れなどが考えられます。

県では、11月29日に、人流の増える年末年始を見据え、岐阜県医療ひっ迫宣言を発令し、この中で県民の皆様への要請として、3回目から5回目のオミクロン株対応ワクチンの接種、小児・乳幼児への速やかなワクチン接種を上げています。オミクロン株は重篤化することが少ないようですが、一旦罹患をするとせきなどの後遺症に悩まされている方が後を絶ちません。

先ほども申し上げましたが、12月中には14日に集団接種、これは460人を予定しておりますが、を行うほか、個別接種の対応も行います。オミクロン株対応ワクチンは1・2回目の初回接種を済ませた方は接種が可能となりますので、まだお済ませでない方はぜひこの機会にワクチン接種を行っていただくようお願いを申し上げます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（桂川一喜君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

ただいまは大変丁寧な説明、ありがとうございました。

全国平均、岐阜県平均と見ますと、いずれもかなり高い数字が上がっておりまして、努力されていることがうかがえます。

岐阜県医師会は、接種が進まない状況を、怖いウイルスだという認識が薄れている、いわゆるコロナ慣れと指摘をしております。高齢者にとっては、まだまだ重症化すると命に関わる病気であることに変わりはありません。若くても、感染後に嗅覚の異常や持続する倦怠感など、様々な後遺症に苦しんでいる人は多いと思います。感染しない、させないためにも、若い人の接種率アップは急務だと思います。またよろしくお願いをしたいというふうに思います。

それでは、第2の質問に入ります。

新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行、通称ツインデミックが現実味を増しています。オーストラリアでは、既にインフルエンザが大流行し、10月初旬までの感染者は約23万人に上ったと言われております。インフルエンザとコロナ2種類のウイルスに同時感染するフルロナと呼ばれる最悪のケースも起こり得るとされています。新型コロナウイルスワクチンとインフルエンザワクチンの同時接種は可能であり、問題はないであろうとされていますが、コロナとインフルは感染した場合、喉の痛みや倦怠感など感染時の症状が非常に似ているとされていますが、この辺りの村の対応についてのお伺いをいたします。

○議長（桂川一喜君）

診療所事務局長 安江輝彦君。

○診療所事務局長（安江輝彦君）

安江健二議員の御質問について、診療所 北川医師の見解としてお答えをさせていただきます。

現在の新型コロナウイルス感染症はオミクロン株によるもので、当初のデルタ株とは臨床的に大きな違いがあり、その結果、症状がインフルエンザにとってもよく似てきております。そのため、症

状だけでは新型コロナウイルス感染症とインフルエンザ感染症を区別することが困難です。ただし、新型コロナウイルスのほうが感染力が強いこと、重症化率・死亡率が高いこと、治療法が異なることから、区別をつける必要のある場合には迅速検査として両方の抗原検査を行います。

ここで留意する点があります。インフルエンザについては、感染様式、検査の精度、治療法が確立しているため、コロナとは次のように若干異なる対応を行います。

1つ目として、流行状態にならない季節や場所においてはインフルエンザ感染症はまず発生しないことから、東白川村のように人の出入りが少なく感染状況が把握しやすい地域では、インフルエンザが起こっていないときにつきましてはインフルエンザの流行を心配する必要はありません。そのための検査も必要ありません。

2つ目として、インフルエンザの迅速抗原検査の感度は約65%であることが分かっています。これは、インフルエンザの患者さんに検査を行っても、3人に1人は陰性と判定されるということです。一方、とてもよく効くタミフルというお薬があり、これまでの知見の集積から、心配な副作用がないこと、たくさん服用していただいても薬剤耐性ウイルスというタミフルが効きにくいウイルスができないことが分かっています。そのため、検査を行わなくても、あるいは検査結果が陰性であっても、流行状況と症状から判断をしまして、インフルエンザが心配であればタミフルを服用してもらうことがよいと考えます。

3つ目として、非常に珍しいケースですが、両方のウイルスに同時に感染する場合もあり得ます。この場合は両方の治療を行います。感染予防対策や療養期間は新型コロナウイルス感染症に準じます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（桂川一喜君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

ありがとうございました。

ただいまは北川医師の見解が入っているということで、非常によく理解ができました。ありがとうございました。

続きまして、第3の質問に入ります。

厚生労働省は、11月22日、塩野義製薬の新型コロナウイルス感染症の飲み薬「ゾコーバ錠」を緊急承認したと発表をしました。感染症の流行などの緊急時に医薬品を迅速に使えるように5月に新設された緊急承認制度の適用第1号で、軽症者が利用できる国産の飲み薬が初めて実用化をされると言われています。

厚生労働省は、流通システムの整備ができ次第、医療現場で使用できるよう供給を開始する予定としています。国内では米メルク社及び米ファイザー社に続く3例目であり、また日本製ということで国民の期待も非常に高いと思われます。このゾコーバ錠はどのような方を対象として使われるのか、村のお考えをお伺いいたします。

○議長（桂川一喜君）

診療所事務局長 安江輝彦君。

○診療所事務局長（安江輝彦君）

安江健二議員の御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、去る11月22日、新型コロナウイルス感染症の新たな経口抗ウイルス薬として、塩野義製薬のゾコーバ錠が緊急承認されました。新型コロナウイルスの軽症者にも使える飲み薬としては、昨年12月定例会の安江健二議員の一般質問でもお答えいたしましたアメリカの製薬会社が開発したモルヌピラビル、その後、今年2月10日に特例承認されたパキロビッドに続きましての3例目となっております。重症化リスクのない人を対象にしている点がゾコーバ錠の特徴となっております。

このゾコーバ錠については、当面は安定的な供給が難しいことから一般流通は行わず、厚生労働省が所有した上で対象医療機関、薬局に無償で提供するとされております。対象機関としては、パキロビッドの処方実績のある医療機関や薬局とされ、投与対象となり得る患者が受診した医療機関が患者にゾコーバ錠を調剤する薬局を迅速に紹介できるよう、ゾコーバ登録センターも開設されております。

使用につきましては、重症化リスクの因子がなく、ゾコーバ錠の投与が必要と考えられる患者さん、成人、小児（12歳以上の方）、発症3日以内とされており、また妊娠、それから妊娠している可能性がある女性の方、それから腎機能または肝機能障害のある患者などには投与ができないとされております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（桂川一喜君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

分かりました。察するところ、ゾコーバ錠は初期から中等期の方に使用するというようなコメントかなということのを思いました。

続きまして、第4の質問に入ります。

感染症法上で危険度が2番目に高い、2類より幅広い措置が取れる新型コロナウイルス感染症について、厚生労働省が年内に法的位置づけの見直しに向けた作業を始めたと言われております。季節性インフルエンザと同じ5類への引下げも視野に見直しが必要かどうか、致死率や重症化率など重篤度データの再評価から着手すると言われております。2類から5類に変更されれば、現在公費負担となっている治療薬や治療に係る費用に自己負担が発生するのではないのでしょうか。ワクチン接種がもし有償になった場合は、接種される方の減少も予想されると思います。また、感染者に外出自粛は求めず、新型コロナ対応の特別措置法に基づく緊急事態宣言などができなくなるとされております。この件につきましての村としての見解をお伺いいたします。

○議長（桂川一喜君）

保健福祉課長 河田孝君。

○保健福祉課長（河田 孝君）

安江健二議員の御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のように、厚生労働省では新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけの見直しに向け、本格的な検討を始める方針を固めました。この検討は、現在2類に相当する新型コロナウイルスの位置づけを、季節性インフルエンザ並みの5類への引下げを念頭に置いたものでございます。

この背景には、今年夏の第7波の感染者の死亡率が0.09%であり、デルタ株が主流であった昨年夏の第5波、このときが0.41%、オミクロン株に置き換わった今年初めの第6波、0.16%よりも低下してきていること、またワクチン接種が進んだことに加え、自然感染により免疫を持つ人が増え、治療法も増えてきたことがあると言われております。

感染症法は、第1条で、感染症の発生を予防し、及びその蔓延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的として定められており、その目的のために、病原体を危険度に応じて1類から5類に分類をしています。1類はエボラ出血熱やペスト、2類は結核やSARS、3類はコレラや腸チフス、4類は黄熱病や鳥インフルエンザ、5類は季節性インフルエンザなどが該当しています。

今回の厚労省の検討により、新型コロナウイルスが現在の2類から5類に見直された場合、2類ではワクチン接種等の費用負担が公費で賄われるほか、入院勧告や就業制限、外出の自粛要請等ができますが、5類になると、費用は保険診療の自己負担となり、各種制限等も強制的にはできなくなります。

新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけの見直しについては、国レベルの話ですので、どうすることもできませんが、見方を変えれば、これまでは非常に危険な扱いであった感染症がインフルエンザと同等の扱いの感染症となったということが言えるわけで、御質問の村の考えといたしましては、もし新型コロナウイルスが5類相当に引下げとなった場合、インフルエンザ予防接種と同様にワクチン接種に係る助成を検討していきたいと考えてございます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（桂川一喜君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

ただいま課長の答弁で非常にありがたいなあと思いましたけれども、また2類から5類への変更になった場合の負担を何とかする、何とか考えるということでもよろしくお願ひしたいなということを思います。

続きまして、第5の質問に入ります。

アドバイザーボードのリスク評価を受け、厚労省や内閣府は同時流行を想定した重症化リスクの高い人と重症化リスクの低い人に分けた対応をまとめました。これはなぜかという、医療現場の混乱を防ぐためとされています。この症状が出た場合、前者はかかりつけ医の受診を求め、後者

は市販の新型コロナ用抗原定性検査キットでの自主検査を求めるとされています。検査キットは、医療用医薬品か一般用医薬品を推奨するが、インフルは判定できないため、症状があるのに陰性を示した場合はオンラインなどでの診察をするとされています。この件につきましての村の考えをお伺いいたします。

○議長（桂川一喜君）

診療所事務局長 安江輝彦君。

○診療所事務局長（安江輝彦君）

質問にお答えをいたします。

同時流行下での村の対応についてでございます。こちらも医師の見解としてお答えをさせていただきます。

感染者数が急激に増加し、医療機関のキャパシティを超えるため、重症化の危険がほとんどない人につきましては新しい対応指針が示されました。これらの人がほぼ全員が自然治癒するためです。もちろん万が一症状が悪化した場合の対応としても、岐阜県では非常に手厚い体制が既に整備されています。東白川村国保診療所としても、国と岐阜県の対応指針に従います。一般の方もそれでよいと思います。ただし、高齢で重い持病を持つ方の割合が都市部と比較して東白川村では格段に高く、このような方の死亡率は現在も非常に高い状況です。そのため、こうした人たちの感染が起りやすい診療所や介護施設では、従来とは全く変わらない厳しい感染予防対策を続けていきます。重症化の危険が少ない人におきましても、いわゆるコロナ後遺症の発生率や重症度は同じですので、重症化リスクの低い人であっても、今までどおり感染予防を続けていきたいと考えております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（桂川一喜君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

ただいまも北川先生の見解ということで分かりました。ありがとうございました。

それでは、第6の質問に入ります。

日本政府は、経済を疲弊させないように物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策を令和4年10月28日に打ちました。これにより旅行・宿泊等、人流が増え、比例するようにコロナ感染も急速に拡大をしていきました。そして、新型コロナ・インフル同時流行判断基準を見直し、1の感染者が落ち着いている状況から、2の感染者の増加が見られ同時流行の兆しが見える状況に上げをしました。

また、岐阜県は11月29日、独自の岐阜県医療ひっ迫警戒宣言を発表しました。世の中を動かす、そして経済は止めないことが国の大前提であるとは思いますが、東白川村としては感染対策等も含めどのような対策をされるのか、お伺いをいたします。

○議長（桂川一喜君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

安江健二議員の質問にお答えをします。

経済と感染防止の両立についての御質問でございます。

感染拡大防止に関する事項の多くは、基本的な感染防止策を村民の方をお願いすることとなります。県の指導も仰ぎながら、早め早めの対応を進めてまいります。県では、先ほど保健福祉課長の答弁、11月29日に岐阜県医療ひっ迫宣言を発出、これは我々が参加しております会議でそのことを承認した日にちで、実質発出は30日と。公表は30日という形でございますので、そのようにお願いしたいと思いますが、岐阜県医療ひっ迫警戒宣言を出しております。

新しく設定した岐阜県の感染拡大レベル判断基準に合わせて、レベル2の感染拡大期からレベル3の医療負荷増大期に上昇している、間もなくレベル3に到達してしまうということの見解で、対策強化への協力を強く要請がありました。

これを受けて、本村でも12月2日に私がケーブルテレビを通じてメッセージを流しました。また、基本的な感染防止対策の徹底、コロナワクチンの個別接種について、またコロナに感染してしまった場合の対応について紹介をしております。また、自治会を通じた配付物として、広報「ひがししらかわ」の号外をこの次の自治会長配付で配付いたしまして、啓蒙に努めたいというふうに思っております。

また、議員御指摘のように、国の旅行支援策などや年末年始を迎え、人流、人の流れが活発化する時期を迎え、これまで以上に気を引き締めて対応していきたいと思っておりますし、村民の皆さんにも危機的な状況、これは医療が逼迫するということでございますが、このまま寒い時期を過ごしていきますと医療が逼迫してくるということでございますので、このことについて御理解をいただき、感染防止に御協力をいただきたいというふうに思っております。

次に、経済対策の部分ですが、村としては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、村内消費拡大対策事業として、御案内のとおり、つちのこ商品券8,000円あるいは食事・弁当券2,000円配付、白川茶新茶販売促進事業と販路開拓支援事業による茶業の支援、事業継続支援事業または商工業者の支援、プレミアム商品券発行事業での村内消費拡大、給食費高騰への負担事業では保護者への支援、農業持続化支援事業は水稻と茶農家の支援、生活支援事業では村民生活支援など、これ以外の事業もございますが、こういった事業を展開いたし、様々な部分への支援策を行っておるところでございます。このほか、国や県が直接執行する給付金事業なども村を通して行うこともありますので、そういった事業もあるということでございます。

次年度以降、このような臨時交付金があるかどうかは定かではございませんが、現在のように、村民の皆さんに我慢を強いる状況が解消されるまでは、小さな村ならではの小回りの利く体制を十分に生かして、感染拡大防止と、そして経済活動を継続するといった困難な局面を乗り越えてまいりたいと考えております。

以上で答弁といたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（桂川一喜君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

村長には細部にわたり説明をいただきました。ありがとうございました。

岐阜県は、12月1日にコロナ陽性判明者4名についてのオミクロン株の新たな派生型B A. 2. 3. 20（通称バジリスク）の感染が県内で初めて確認をされたと発表しました。そして翌日の2日には、新たな発生型のB Q. 1. 1（通称ケルベロス）が県内で初めて確認をされました。

このように、今後ともしばらくは変異を続けると思われるコロナウイルスとの闘いが続くのではないのでしょうか。村民の皆様誰もが英知を絞り、コロナに負けない楽しい生活ができることを祈念しながら、私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（桂川一喜君）

4番 今井美和君。

〔4番 今井美和君 一般質問〕

○4番（今井美和君）

通告に従いまして、1点4項目を一問一答方式で質問させていただきます。

東白川村の人口減少と移住・定住施策についてを質問いたします。

東白川村の人口は、2022年11月1日時点で2,115人です。10年前、2013年（平成25年）11月1日では2,589人で、10年で474人減りました。この474人、約500人は10年で多いのか少ないのか、人それぞれ思いは違うと思いますが、私はこの500人、すごく多いと思います。人口が減らないためには、村は今後どのような施策をしていけばいいのでしょうか。今後の村の人口推移と人口を増やすための施策をお聞きします。

1つ目の質問です。ここ10年の人口は減っていますが、ここから10年後、何も策を講じなかった場合の人数の想定はできているのか、お伺いいたします。

○議長（桂川一喜君）

地域振興課長 村雲修君。

○地域振興課長（村雲 修君）

今井美和議員の質問にお答えします。

定住対策を行わなかった場合のこの村の人口はどの程度になるかとして、この先10年後を想定しますと、国立社会保障・人口問題研究所が平成30年に推計として日本の地域別将来推計人口を発表されていますので、その数値を今より約10年後の推計された総人口で見ますと、2030年で1,614人、2035年で1,425人という人口が示されていますので、対策をしなかった場合の人口を想定する答えは非常に難しいのですが、仮定でこの人口見込みよりさらに5%低下するとして考えますと、2030年で1,533人から2035年で1,353人に人口減少が進むであろうと想定されます。10年後のこの村の将来の人口はかなり落ち込むことが考えられます。

以上、何も対策を講じなかった場合、10年後の東白川村人口としての想定と考えます。以上です。

〔4 番議員挙手〕

○議長（桂川一喜君）

4 番 今井美和君。

○4 番（今井美和君）

将来、このままの状態であれば、軽く1,000人を切ってしまう時代がやってきてしまう。今生きている私たちがここでいろいろな策を講じなければ、東白川村が限界集落となってしまいます。しかし、今暮らしている私たちは、小さい村だからこそ人口が少なくても行き届いた福祉を受けられ、不自由なく暮らせていますが、人口が減ると何が問題になってくるのか、お聞きします。

○議長（桂川一喜君）

地域振興課長 村雲修君。

○地域振興課長（村雲 修君）

今井美和議員の質問にお答えします。

村民が減るという問題は、いわゆる少子高齢化の進展であり、日本全体で見ても、生産年齢人口の減少によって国内需要の減少による経済規模の縮小、労働力の不足、投資先としての魅力の低下、医療・介護費の増大など社会保障制度の給付と負担のバランスの崩壊、財政危機、自治体の担い手の減少など、様々な社会的・経済的な課題が深刻化することとなり、こういった課題を東白川村の問題として置き換えると、村内事業者の廃業が広がること、それから住民生活に必要な様々な機能が消えていく、それから廃業が進めば村外に仕事を頼まなければならなくなる、さらに地域経済水準の維持を図ること、限られた労働力でより多くの付加価値を生み出すこと、1人当たりの所得水準を高めること、こういった問題が大きくなって、必要な対策を考えていくことになると考えられます。

このことから、村民が減ることで、この村で最も困ってくる問題として、消費の減少によって商業店舗が減ることで、この村の過去のデータでは、売上げが10%減ると商業店舗では30%利益が落ち込んだという過去があります。10%減ると商業店舗は30%利益が落ち込んだという過去の中には、商業店舗が減ると生活に必要な物資が近い場所で調達できない、それから買物に不便が生じる。そうすると一層人口減少に拍車がかかることが想定され、また、公共インフラの1世帯当たりの負担が増加していくことで直接的な経済ダメージが住民に降りかかることも考えられ、大きな問題になると思われます。

そして、四国地方の限界集落に見られる「見切り」と呼ばれる村民感情が蔓延した段階で、この村にいても仕方がないという絶望感が村民の間に伝染し、急激な地域の消滅に向かうとされています。こうした事態に陥ることのないよう、希望のある村政運営に取り組むことが私たちの使命であると考えております。

〔4 番議員挙手〕

○議長（桂川一喜君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

この村にいても仕方がないという負の連鎖がやっけないようにしなければなりません。今まだ感じられないことですが、近い将来いろいろな不便が生じ、暮らしにくくなることが起こります。そうならないために、今考えていく人口減少に対する施策、移住・定住について次の質問に入ります。

村として、移住・定住施策をどのように考えているのか、お聞きします。

○議長（桂川一喜君）

地域振興課長 村雲修君。

○地域振興課長（村雲 修君）

今井美和議員の質問にお答えします。

東白川村の移住・定住政策は、定住促進条例の目的に、本村の過疎化減少及び少子高齢化を緩和し、人口増加と定住促進を促し、活力に満ちた魅力ある村づくりを推進することを目的とすると掲げて必要な政策を進めております。よって、この条例の目的に近づき、達成可能な戦略として条例にある各事業を進めます。

その条例の主な事業としては、次の事業を進めてまいります。

直接的事業としましては、定住促進事業になります。中身は、住宅新築や中古住宅への購入に当たっての助成となります。それから、条件整備的な事業としましては、民間空き家住宅の条件整備への助成、それから村内産材利用向上助成、出産祝い金交付金、それから高校生の通学支援、子ども医療費の個人負担無料化、奨学金等返済支援補助金交付事業、不妊・不育治療費助成などがあります。以上のような政策を積極的に事業として進めています。

中でも、地域振興課が担当しております定住促進事業につきましては、移住人口増加につながる事業として、つながるナビ事業、空き家利活用と空き家バンク制度による事業として積極的に取り組んでいる状況でございます。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（桂川一喜君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

人口増加と移住・定住促進のためにいろいろな事業を行っていただいております。

今説明していただいた移住・定住促進事業の空き家利活用について、次の質問に移ります。

空き家バンクを活用し、村に人口を増やす施策をしておりますが、空き家を活用した移住・定住施策は進んでいるのか、お聞きします。

○議長（桂川一喜君）

地域振興課長 村雲修君。

○地域振興課長（村雲 修君）

質問にお答えします。

令和元年度から現在までの空き家バンクへの新規掲載数は24件、その家に住むことの成約件数も26件という成果となっており、年間目標の12棟というところにおおむね達成できた状況となっております。

そして、つながるナビ事業、空き家バンクを通じて転入してきた移住者の結果ですが、令和2年度は6名4世帯、令和3年度15名6世帯、今年度、令和4年度ですが、13名4世帯という数字は移住による転入者が着実に伸びている状況でございます。

10年前から毎年の減少人口を捉えてみますと、毎年平均で55人ほどが減少していましたが、令和元年から令和3年度においては毎年40人を切る減少人数でございます。若干人口減少に歯止めがかかってきているように見られます。

このつながるナビ事業は、令和元年7月から事業を開始し、同時に定住条例も見直すことで村の新しい定住へのアプローチとしてスタートしました。住む家がなければ人は来ないという考え方から、空き家問題をつながるナビ事業の積極的に解決する課題と捉え、今まで村の取組として進めてきました。この事業は人口対策が目的であり、人口維持のために必要な情報や大学の先生方の提供いただいたデータを基に、どうしたら人口減少に歯止めがかけられるかを考えた結果、年間で12棟分の空き家に移住する方が住んでいただけるようになれば、人口減少は緩やかになってくるという可能性があるということで、この判断の下、積極的に進めてきました。

また、令和元年までの空き家対策は、所有者の方による個人売買と賃貸契約の2つの方法しかなく、その状態では空き家物件が表面化してこない。そのため、移住希望者が村へ移住するきっかけもできない状況であることに気づきました。さらに、家の中の残家財処理が進まないため、空き家バンク掲載への遅れとなっていました。

以上の理由から、移住可能な空き家を増やすという課題に取り組む方針を決め、その課題を解決する方法として、令和元年の条例改正により、空き家の掘り起こしや空き家流動化を進めることにかじを切ることとなりました。

令和元年までの空き家物件取扱いは、売買、賃貸だけでございましたが、新たに寄附していただくという条件を加え、村民の方には空き家の処分や取扱いに対応しやすい仕組みを提供できるようになりました。業務としましては、住民の方から空き家物件として御相談いただき、売買か賃貸か寄附のいずれかを選択していただき、さらに家財処理を村が全て請け負うことに御承諾いただくとともに、その物件に移住者が住むことに御理解をいただけるよう流れを変えたところ、空き家の流動化が進み始めました。それに併せて、空き家に眠る残家財の中で再利用可能な家具などは、リユース事業として移住する方に自由にお使いいただける仕組みも考えました。もちろん移住者の方には、定住補助金を申請していただくことで移住・定住の仕組みが村独自の制度として充実して進めることができ、現在の状況となりました。

以上が、空き家バンクを活用した新たな移住・定住施策の進捗と内容でございます。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（桂川一喜君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

空き家バンクを活用した移住・定住施策は、人口増加という明るい未来が感じられますが、まだまだ課題が多いものと思われます。先ほど言われました住む家がなければ人は来ないという考え方、本当にそのとおりだと思います。今後も中心施策として力を入れていっていただきたいと思います。

空き家バンク、今、村独自でやってみえますが、国土交通省では全国の空き家バンクというのがありまして、お金もかからないそうなので、村もぜひそれに登録していただいて、いろんなところからお声がかかるように、見ていただけるように活用していただきたいと思いますので、ぜひ御検討をお願いいたします。

今、空き家バンクに登録される家が増えてきたということなんですけれども、空き家バンクに登録した家というのは、なかなかすぐに入居とはいきません。人口を増やす、すぐ入居、すぐ住みたいという方も見えると思うんですけれども、雇用促進されている企業も見えますが、遠いところから働きに来てくれている方、住みたいと思っても住む家がない、働けないということが起こります。村に住んで働くためには住宅が必要ですが、今後、村営住宅を増やしていくお考えというのはあるのでしょうか。

○議長（桂川一喜君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

村営住宅のことでございますので、私からお答えをさせていただきます。

今、村営住宅は世帯用あるいは個人用合わせまして52棟、52室といたしますか、52人が住めるような、あるいは52世帯が住めるというような状況でございます。ほとんどは満室状態であることと、中には老朽化が進んだ住宅もあるため、必要に応じて新しく住まれる方が入居される前に修繕を行うなど、状態を整えながら入居していただける環境を提供しております。

ただ、御利用いただいております住民の方は、入居から退去までの期間、長期化する傾向にあるため、議員御指摘のとおり、新たに村営住宅を希望される方への提供が難しくなっている面もございます。村営住宅に長くお住まいであられる住民の方で、村内の空き家への移住もしくは新築を御検討いただけるような提案をお願いする状況で対応をしておるところでございます。

村も、新築の村営住宅を増やすことが可能であるかどうかは常に検討しております。現状としては、村内の空き家もしくは新築物件を建てられる方に対して、定住補助金の活用を積極的にお勧めする等しながら、村営住宅の利活用も促進できるよう取り組んでいるところでございます。

また、村では（株）東白川による、村営住宅と同じように住宅の提供も行っており、岐阜部品横にある曲坂住宅やこもれびの里エリアの後山住宅など7棟ほどあります。これらも入居可能な住宅でございますので、村営住宅の空き家状況と併せて調整しながらお住まいいただける環境を提供していきたいと、このように考えてございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（桂川一喜君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

ぜひ村で暮らしたい、すぐに暮らせる場所がある村であってほしいですので、住宅確保、よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

人口が減り、集落、自治会が存続できるか不安な村民の方もいらっしゃいます。行政としてのお考えをお聞きします。

○議長（桂川一喜君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

自治会関連ですので、私から説明させていただきます。

御質問いただいた件につきましては、ある自治会の方から実際に相談を受けたことがございます。今よりもさらに人口減少が進み、集落の規模も縮小してまいりますと、今までのような自治会の在り方ではなく、住民の方が主体となって維持できる仕組みを住民の方と行政と一緒に検討していく必要が望ましいと考えております。また、必要であれば、隣土士の隣り合う集落が一緒になって自治会組織を形成していくことも必要かもしれません。

村としては、先ほど地域振興課長がお答え申し上げたとおり、つながるナビ事業を中心としまして人口対策を行うことと、6月の第2回定例会で安江健二議員からの御質問にお答えしました東白川村集落支援機構を通じまして、自治会運営の支援をしていきたいと考えております。

集落支援機構につきましては、村内を5つのブロックに分けて、それぞれの地域に集落支援員を1名配置しまして、集落営農組合の支援や設立、自治会や協定集落の活動支援、空き家の利活用促進といった事業を担いまして、地域の活性化を図るものでございます。

来年度から、栃山、黒淵、大明神集落を対象としてモデル的にスタートしたいと考えております。この地域につきましては、大明神集落営農組合を越原上集落営農組合に組織変更されまして、受入れ準備が進んでおり、4月からスタートして、順次これを村内に広げていきたいと考えております。この集落支援機構につきましては、文字どおり集落を支援する組織でございますので、しっかりした人材確保を行いまして、人口減少の中でも、集落や自治会の機能が維持されるように事業を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（桂川一喜君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

ある自治会では、高齢者が多く、自治会長という重役を受けてもらいにくいという話を聞いたこ

とがございます。何とか人口減少に歯止めをかけ、さらに移住・定住で人口を増やしていく施策をこれからも力を入れていっていただきたいと思います。

最後になりますが、人口減少に歯止めをかけ、さらに移住・定住施策で人口を増やしていくためには、村のよさをもっとアピールしていく必要があると思います。お考えをお聞きいたします。

○議長（桂川一喜君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今井美和議員の質問にお答えをしたいと思います。

移住・定住による人口対策として人口維持を考えていく場合、その施策の目標をどこに置き、どのような戦略でどのような対策を講じるか、これが大切になると考えております。本村の場合、どの年齢層、どの世代も大切なわけでございますが、特に子育て世代の年齢層、一般的には20歳から49歳の年代、この年齢層の人口を増やすことが、またこの階層に厚みをつけることが出生人口の一定の増加となる可能性があるため、この世代が村に住み続けることができる条件に応じてあげることが定住可能な村としての魅力を伸ばすことができ、この部分が重要なポイントであると考えております。

したがって、若者が住みたい、そう思っただけの環境を整えていくことが最も重要であり、移住・定住施策のつながるナビ事業を着実に進めながら、さらに子育て環境、教育環境、就業環境、それぞれの分野において若者が望む環境整備を整える、こういったことが将来の若者世代の期待に応えてあげることになり、その施策を積極的に取り組むことが、村の将来の人口減少に少しでも歯止めをかけることになると考えております。

私がよく施策を論じるときに、全てのベクトルは人口減少対策にあるよということで、表現を変えるとそういうことになります。このアピールの方法が大変重要でございまして、施策内容は村のホームページに掲載をして、このことを多くの方に知っていただけるよう、そしてお伝えすること、これが一番の方法でございますが、近年、若者世代はSNSから情報入手をして、いろんな情報を探しておるということでございます。したがって、このSNSを活用して、それから村のホームページへ誘導をしていくというような方法も必要であると考えて、さらに充実を図ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（桂川一喜君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

今言われたつながるナビ事業とか、そういうこともなかなか知らない方が見えます。村のホームページにいろんなことを書いても、そのホームページに到着しないというか、ホームページを見ないという方もいらっしゃる。やはりSNS、LINEに東白川村公式LINEがありますが、昨日見たところ、「友だち」が383人しかまだ入っていません。ということは、簡単に入手できる

のに、それにもまだ入ってみえないということは、その公式LINEがあるよということも村人たちは知らないかもしれない。そういうのをもう少し発信して、情報を提供できるような状態につくっていただきたい。

昨日は、教育委員会からバランスボール教室がありますよとか、そういうのが情報として入ってくる。今日の「ほっと茶んねる」はこういうことをやりますよ、そういうことをどんどん発信していただいて、Uターンは村のことを分かっているかもしれないけど、移住・定住者に関しては村のことを全然知らないの、そういう発信、情報をもう少し提供できる状態をこの村にはつくっていただきたいと思います。ここで人口減少に歯止めをかけ、子供たちに明るい未来の夢が持てるよう、今後も政策に力を入れていただきたいと思います。

これをもちまして私の一般質問を終わります。

○議長（桂川一喜君）

以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

一応CATVの退室のためですけれども、もしトイレ等、必要のある方は今このときを利用して行ってきてください。ちょっと時間は指定しませんので、帰り次第、集まり次第再開したいと思います。

午前11時08分 休憩

午前11時14分 再開

○議長（桂川一喜君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議案第60号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（桂川一喜君）

日程第6、議案第60号 東白川村過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

議案第60号 東白川村過疎地域持続的発展計画の変更について。東白川村過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。令和4年12月9日提出、東白川村長。

今回の変更につきましては、補正予算で事業計上した工事などにつきまして、過疎計画に位置づけるものでございます。

次のページをお願いいたします。

過疎地域持続的発展市町村計画（変更）。

区分につきましては、5の交通施設の整備、交通手段の確保でございます。

変更につきましては、(3)の計画、事業年度につきましては令和3年度から令和7年度の方でございます。

事業名は、(1)の市町村道道路で、事業内容はその他村道スクールバス停留所設置ということで、五葉神付線で41.6メートルを位置づけるものでございます。この件につきまして、東白川村過疎地域持続的発展計画の24ページの表の11行に追加するものでございます。

次のページをお願いいたします。

こちらも追加ということで、変更のところにありますのでお願いいたします。

事業名は、先ほどと同じ市町村道道路でございます。

事業内容につきましては、その他村道路路面修繕で、外山下線の348メートルを追加するものでございます。これを先ほどと同様のページの表の12行に追加するものでございます。

次のページをお願いいたします。

こちらも今度追加で、市町村道道路のほうに追加でございます。

事業内容は、その他村道路路面修繕で魚戸線の145メートルを追加するものでございます。これにつきましても、同じページの表13行に追加するものでございます。

次のページをお願いいたします。

こちらも追加で、先ほどの(1)の市町村道道路の事業内容はその他村道路路面修繕で、五葉神付線の59メートルを位置づけるものでございます。24ページ、同じページの表14行のほうに追加するものでございます。

変更計画は以上でございます。

○議長（桂川一喜君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号 東白川村過疎地域持続的発展計画の変更についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第60号 東白川村過疎地域持続的発展計画の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第61号から議案第63号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（桂川一喜君）

日程第7、議案第61号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてから日程第9、議案第63号 東白川村職員の分限に関する条例の一部を改正する条例についてまでの3件を関連につき一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

議案第61号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について。地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり提出する。令和4年12月9日提出、東白川村長。

次のページを御覧ください。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

新旧対照表のほうの1ページを御覧いただきたいと思います。

今回の内容につきましては、地方公務員法の改正に伴い、それを受けて村の条例を一括して改正するものでございます。

1ページ、第1条関係の東白川村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正につきましては、法改正に伴いまして、関係する条文が変わったために整合を図るための改正でございます。

2ページを御覧いただきたいと思います。

第2条関係、東白川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、第2条第3項におきまして地方公務員法との整合を図り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものでございます。

第3条から4ページの第12条までも同様に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものでございます。

5ページを御覧いただきたいと思います。

第3条関係、東白川村職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、条例第2条第3号を第4号に繰り下げ、育児休業をすることができない職員に第3号を加えるものでございます。第3号に加えるものは、特例で定年後も管理職となる職員を位置づけるものでございます。

第10条につきましては、（育児短時間勤務をすることができない職員）第10条に第3号を同じように加えるものでございます。

第19条につきましては、6ページにありますけれども、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再

任用短時間勤務職員」に改めるものでございます。

7ページを御覧いただきたいと思います。

第4条関係、東白川村職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部改正につきましては、（減給の効果）第4条におきまして、降任した場合の規定を整備するものでございます。

8ページを御覧いただきたいと思います。

第5条関係、東白川村の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正につきましては、（職員の派遣）第2条及び第10条におきまして、第5号を第6号とし、第5号に管理監督職勤務上限年齢の特例を受ける職員の規定を設けるものでございます。

9ページを御覧いただきたいと思います。

第6条、東白川村職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、第6条の見出しを再任用職員の給料月額から定年前再任用短時間勤務職員の給料月額に改めまして、条文内容も定年前再任用短時間勤務職員の内容に改めるものでございます。

（通勤手当）第16条につきましては、13ページまでありますけれども、第1項から第3項におきまして文言の整理と条文内の整合を図りまして、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものでございます。

13ページを御覧いただきたいと思います。

（時間外勤務手当）第19条につきましては、こちらも15ページまで続いておりますけれども、1項から5項までにつきまして文言の整理と条例内の整合を図りまして、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものでございます。

16ページを御覧いただきたいと思います。

（期末手当）第23条の4につきましては、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めまして、文言の整理と条文内の整合を図るものでございます。

（勤労手当）第23条の7につきましては、18ページまでかかりますが、条文の整合を図るとともに、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改正するものでございます。

18ページをお願いいたします。

（特定の職員についての適用除外）第23条の9につきましては、第2項におきまして「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めまして、適用除外規定を整備するものでございます。

ここからは附則の追加となります。

附則の追加につきましては、まず第20項につきましては、管理監督職勤務上限年齢制が適用する職員の給料を100分の70とする規定を設けるものでございます。

第21項は、第1号は臨時的任用、任期付きの非常勤職員、第2号は医師、第3号及び第4号につきましては管理監督職勤務上限年齢の特例を受ける職員につきまして、第20項の適用除外を規定するものでございます。

19ページの第22項につきましては、管理監督職勤務上限年齢の適用を受け降任し、第20項の適用により給料が7割になった職員が、特定日以後にさらに給料が7割に減額される場合は、その差額

を給料として支給する規定を設けるものでございます。

20ページをお願いいたします。

第23項につきましては、第22項の規定により支給される給料が、第5条第2項の職級の定数内の最高額を超える場合は、その規定に基づく最高額を給料月額とする規定でございます。

第24項につきましては、管理監督職勤務上限年齢の適用を受けない職員が第20項の適用を受ける場合について規定を整備するものです。

21ページ、第25項につきましては、管理監督職勤務上限年齢の特例を受けている職員につきまして規定を整備するものです。

第26項は、必要事項を規則で定める規定でございます。

第27項につきましては、育児短時間勤務職員は第20項の規定の適用に算出率を使う規定を整備するものでございます。

別表1から別表2のアイウの解説につきましては、23ページから27ページまでありますけれども、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改正するものでございます。

28ページを御覧いただきたいと思います。

第7条、東白川村単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正につきましては、（給与の種類）第2条で地方公務員法との整合を図りまして、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものです。

（非常勤職員の給与）第4条につきましては、地方公務員法との整合を図る改正となっております。

本文にお戻りいただきたいと思います。

ページを3ページめくっていただいた右側のページを御覧いただきたいと思います。

3ページめくっていただきますと、先ほどの別表2のここが出てきます。別表2のイとか、別表2のウがあります。そのページの最下段になりますので、お願いいたします。

（東白川村職員の再任用に関する条例の廃止）第8条につきましては、再任用の制度がなくなることで条例を廃止するものでございます。

次のページをお願いいたします。

今度は左側のページで、附則になります。

附則（施行期日）第1条、この条例は令和5年4月1日から施行する。

（定義）第2条、再任用につきましては、第1号から第4号までについて用語の意義を条例内で位置づけるものでございます。

（東白川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）第3条につきましては、暫定再任用短時間勤務職員につきまして本条例を適用する規定を整備するものでございます。

（東白川村職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）第4条につきましては、暫定再任用職員の給料月額につきまして、定年前再任用短時間勤務職員の給料表を適用し、その職務の級に応じた給料を支給する規定でございます。

次のページをお願いいたします。

第2項につきましては、育児短時間勤務をする職員の給料算出率を規定するものでございます。

第3項は、暫定再任用短時間勤務職員の給料につきまして、職務の給料に勤務率を掛けて算出する規定を整備するものでございます。

第4項につきましては、暫定再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなしまして、通勤手当及び時間外勤務手当の規定を適用するようにするものでございます。

第5項は、暫定再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなしまして、期末手当の規定を適用するものでございます。

第6項は、次のページまでかかりますけれども、勤勉手当の支給に関する規定と読替規定などを整備するものでございます。

次のページをお願いします。

第7項でございます。第7項は、暫定再任用職員につきまして、初任給、昇給、初任給調整手当、扶養手当、住居手当などを適用しない規定でございます。

第8項につきましては、退職の特例を受けている職員を除外する規定でございます。

(東白川村単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置) 第5条につきましては、単純な労務に雇用される職員についても、この条例を適用する規定でございます。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、以上でございます。

では、右側のページを御覧いただきたいと思います。

議案第62号 東白川村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和4年12月9日提出、東白川村長。

次のページを御覧いただきたいと思います。

東白川村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村職員の定年等に関する条例の一部を次のように改正する。

別冊の新旧対照表につきましては、29ページを御覧いただきたいと思います。

改正する条例案につきましては、本則を章立てにしまして、定年制度、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制の3つの制度について定めるため、新たに目次と章名を置いております。

第1章、総則。

第1条は、改正法により条例に委任する事項を規定するもので、この中にあります第22条の4第1項及び第2項は定年前再任用短時間勤務職員の任用につきまして、第22条の5第1項につきましては組合を構成する地方公共団体と組合間の定年前再任用短時間勤務職員の任用につきまして、第28条の2につきましては管理監督職勤務上限年齢によります降任等について、第28条の5は管理監

督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限等に関する特例について、第28条の6第1項から第3項までにつきましては定年による退職について、第28条の7については定年による退職という部分について規定するものでございます。

第2章、定年制度。

(定年)第3条第1項で定年を65歳に引き上げまして、第2項にありました医師の特例を廃止します。

30ページを御覧いただきたいと思います。

(定年による退職の特例)第4条では、定年退職の特例、いわゆる勤務延長に関する規定でございます。第1項ただし書で、村長の承認により3年間に限り管理監督職の期限を延長できることと、第1号から第3号がその理由となっております。

31ページ、第2項につきましては延長が1年ずつであること、第3項につきましては職員の同意を得ること、第4項は次のページまでかかりますが、延長する事由がなくなったときには延長期間を繰り上げる規定を設けております。

32ページを御覧いただきたいと思います。

これ以降は新しく設ける規定となります。

第3章、管理監督職勤務上限年齢制。

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)第6条につきましては、地方公務員法第28条の2第1項により条例で定める管理監督職を、医師を除く管理職手当が支給される職員とする規定を設けるものでございます。

(管理監督職勤務上限年齢)第7条につきましては、地方公務員法第28条の2第1項により、条例で定める管理監督職勤務上限年齢を60歳に規定するものでございます。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)第8条につきましては、地方公務員法第28条の2第2項により、条例で定める降任等の基準を規定するものでございます。

第1号では、人事評価や経験などを考慮し、適性を有すると認められる職とすること。

33ページ、第2号につきましては、人事計画を考慮した上でできる限り上位の職とすること。

第3号では、降任する場合には、職位が降任においても適用される規定でございます。第3号の規定は、例えば課長が降任される場合に、第2号の規定で最上位というふうになっておりますので、本来ですと課長補佐でございますが、村には課長の上に参事という職がありますので、課長の降任の場合は、最上位が係長というようなふう以降任するという規定でございます。

続きまして、(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)第9条につきましては、地方公務員法第28条の5第1項から第4項までにおいて、それぞれ条例で特例を設けることができる規定があるため、この条にて特例を定めるものです。

第1項につきましては、34ページの第1号から第3号に該当する場合、1年間引き続き勤務をする特例を設けることができるものです。

第2項では、一度延長された異動期間を最長3年間まで延長できる規定。

35ページの第3項につきましては、特定管理監督職群の規定を整備するものでございます。

第4項につきましては、36ページまでかかりますが、第3項の職員についても延長できる規定を設けるものでございます。

36ページをお願いいたします。

(異動期間の延長等に係る職員の同意) 第10条は、降任や延長を行う場合には、職員の同意を得る規定の整備でございます。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置) 第11条は、異動期間が延長する事由がなくなった場合には、期間の終了を待たずに降任等ができるようにする規定を設けるものでございます。

第4章、定年前再任用短時間勤務制。

(定年前再任用短時間勤務職員の任用) 第12条では、37ページまでかかりますが、定年前再任用短時間勤務職員制について、60歳に達した日以後に定年前に退職した職員を採用できるような規定でございます。

これまでの再任用制度との違いは、定年前再任用の日から定年退職の日まで期限が期間となることでございます。

37ページの中段でございます。

第13条の規定につきましては、組合を構成する本村と組合間の定年前再任用短時間勤務職員の規定でございます。

第5章、雑則。

(委任) 第14条につきましては、必要な事項を規則で定める規定でございます。

附則に見出しと3項を加えることにつきましては、38ページからとなります。

(定年に関する経過措置) 第3項につきましては、現行の定年年齢が60歳の職員に対する定年を段階的に引き上げる経過措置でございます。国家公務員に倣いまして、2年に1歳ずつ定年を引き上げる規定でございます。

第4項は、現行の65歳特例定年が認められています医師につきましては、65歳とする定年を設けるものでございます。

39ページお願いします。

(情報の提供及び勤務の意思の確認) 第5項におきましては、情報提供と意思の確認に関する規定を整備するものです。職員は、60歳に達する日の属する年度の前年度に、60歳に達する日以後に適用される任用、給料、退職手当制度に関する情報を提供することと、60歳の誕生日以後に勤務または退職日数を確認する制度を設けるものでございます。

本文にお戻りいただきたいと思っております。

4ページほどめくっていただいた左側のページの中段下に附則があります。

附則(施行期日) 第1条、この条例は令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

原則、来年4月1日からの施行でございますが、令和5年度に60歳に達する職員につきましては、

本年度中、令和4年度中に情報提供、意思確認を行う必要があるために、公布の日から施行する規定を設けております。

(勤務延長に関する経過措置) 第2条は、勤務延長に関する経過措置でございます。

第1項で、施行日前に勤務延長を行った職員についても、第4条の規定に基づき期限を延長することを規定します。

次のページ、第2項につきましては、定年の段階的引上げ期間中におきまして、勤務延長職員が一時的に定年年齢に達していない時期が生じる場合であっても、定年年齢に達している職員と同様に昇任ができないことを規定します。

第3項は、その準用規定でございます。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置) 第3条から第6条までの規定につきましては、定年退職者等の再任用に関する経過措置でございます。

第3条第1項では、条例施行日前に定年退職した者で65歳に達する年度の末日までの間にある者を、選考により、現行の再任用制度と同様に1年間の任期で常時勤務を要する職、暫定再任用の職に採用することができる規定とその条件を整備するものでございます。

次のページの中段に第2項があります。

第2項につきましては、定年が65歳になるまでの間、条例施行日以後に定年退職した者について、第1項同様に暫定再任用を可能とする規定でございます。

次のページをお願いします。

中段下に第3項があります。第3項につきましては、暫定再任用職員の任期につきましては、65歳に達する年度まで1年ずつ更新できる規定でございます。

第4項につきましては、暫定再任用職員の任期の更新は、勤務実績が良好である場合に行うことができることを規定します。

次のページの第5項につきましては、暫定再任用職員の任期更新につきましては事前に本人の同意を得る規定でございます。

第4条につきましては、組合を構成する地方公共団体の組合間の暫定再任用に関する規定を設けるものでございます。

中段下の第5条につきましては、条例施行日前に定年退職した者で65歳に達する年度までにある者を、選考により現行の再任用制度と同様に短時間勤務に暫定再任用できることを規定するものでございます。

次のページの第2項につきましては、条例施行日以後に定年退職した者について、第1項同様に短時間勤務の暫定再任用できることを規定するものでございます。

第3項は、その準用規定でございます。

第6条は、組合を構成する地方自治体と組合間の暫定再任用に関する規定を設けるものでございます。

次のページをお願いいたします。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢) 第7条は、法附則第8条第3項で暫定再任用職員を昇任、降任、転任により任期の定めない職員とすることができないこととされていることから、第1項で該当する職、第2項では旧定年に相当する年齢を規定するものでございます。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢) 第8条につきましては、改正法附則第8条第4項で短時間勤務の職員に任用できる者を定年前再任用短時間勤務職員に限定しているが、加えて暫定再任用短時間勤務職員についても短時間勤務の職員に任用することができるとして、第7条同様に条例で定める職と年齢を規定するものでございます。

次のページをお願いいたします。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員) 第9条は、改正法附則第8条第5項で条例施行日、退職者の暫定再任用は定年年齢に達している者を対象としているが、定年が引き上がる日においては、一旦定年年齢に達していた者が再び定年年齢未満になってしまうため、これらの者を基準日以後も定年に達しているとみなすために、定年引上げ期間において定年が引き上がる職に職員を暫定再任用する場合、引上げ前の旧定年に達している者は引上げ後の新定年に達している者とみなして、暫定再任用職員の採用などを可能とする規定を設けるものでございます。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置) 第10条、定年の段階的引上げ期間中におきましては、定年前再任用短時間勤務職員の任期終了時点及び定年前になる場合があるため、改めて定年前再任用短時間勤務職員に採用することができないことを規定するものでございます。

次のページをお願いします。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢) 第11条は、令和5年度に60歳に達する職員に対して、令和4年度に情報提供、意思確認を行う必要があり、この条例で定める年齢を60歳とするものでございます。

定年等に関する条例の一部改正は以上でございます。

では、右のページをお願いします。

議案第63号 東白川村職員の分限に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村職員の分限に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和4年12月9日提出、東白川村長。

次のページを御覧ください。

東白川村職員の分限に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村職員の分限に関する条例の一部を次のとおり改正する。

新旧対照表につきましては、41ページを御覧いただきたいと思います。

第1条で降給を加えて、附則に2項を加えます。

(降給に関する経過措置) 第2項は、定年時に給与が100分の70に降給することを、職員の意に

反する降給に規定しております。

第3項では、第2項の措置について、通知を行う規定を設けるものでございます。

本文にお戻りいただきたいと思えます。

附則（施行期日）この条例は令和5年4月1日から施行する。

定年延長に関する条例改正は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（桂川一喜君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

今の定年延長の再任用についての解釈ですけれども、段階的に定年を延長されていくということですが、定年前の再任用というのは、年が替わる前の年に決めていくとなると、実際に重複することがあり得るのか、それはないという考えでいいのでしょうか。

例えば、今59の人が来年定年ですよというときに、来年の5月のときに、再任用を申請していたとか、あるいは決めたとか、それが62になりますよという、そのまま今年、今回も再任用というのが重複するということはないという見方でよろしいのか、ちょっとそこら辺の文章がよく理解できなかったもんで質問します。

○議長（桂川一喜君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

例えばですが、定年が61歳の方につきましては、60歳のときに意思を表していただくとなります。そこで、例えば定年前再任用短時間勤務職員を60歳で希望された場合は、60歳から61歳の間がその定年前短時間勤務職員になりまして、その後につきましては暫定再任用職員という形で65歳までお勤めいただけるようになっております。

62歳とか63歳の定年の方につきましては、60歳から63歳までが再任用短時間勤務職員というのが選べまして、その後が暫定再任用というふうで65歳までお勤めいただけるような区分分けになっている条例になっております。以上でございます。

○議長（桂川一喜君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

では、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第61号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてから議案第63号 東白川村職員の分限に関する条例の一部を改正する条例についてまでの3件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第61号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてから議案第63号 東白川村職員の分限に関する条例の一部を改正する条例についてまでの3件は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。再開は、午後1時からといたしますのでよろしくお願ひします。

午前11時45分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（桂川一喜君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議案第64号から議案第69号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（桂川一喜君）

日程第10、議案第64号 令和4年度東白川村一般会計補正予算（第7号）から日程第15、議案第69号 令和4年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第5号）までの6件を予算関連として一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

議案第64号 令和4年度東白川村一般会計補正予算（第7号）。令和4年度東白川村一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,768万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億5,498万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。令和4年12月9日提出、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算補正を省略させていただき、6ページを御覧いただきたいと思いま

す。

第2表 地方債。

(変更) 起債の目的は、防災対策事業(自然災害防止事業)でございます。変更前の限度額1,400万円を変更後の限度額1,670万円に引き上げるものでございます。

8ページからの事項別明細書を省略させていただき、10ページから説明させていただきます。

2. 歳入。

10款1項1目地方交付税、補正額は2,844万3,000円の追加でございます。普通交付税を追加して、収支のバランスを取るものでございます。

11款1項6目農林水産業費分担金、補正額は105万4,000円の追加でございます。説明欄を御覧いただきまして、農用地等修繕工事の受益者からの分担金でございます。

2項3目民生費負担金、補正額は21万6,000円の追加でございます。認可保育所措置児童保育料ということで、決算見込みと広域入所の額の確定によるものでございます。

12款1項8目土木費使用料につきましては1万1,000円の追加でございます。共益費と村営住宅使用料について、滞納繰越分の追加でございます。

13款1項3目民生費国庫負担金につきましては、補正額は325万円の追加でございます。障害者自立支援給付費負担金ということで、事業費増に伴う追加でございます。

14款1項3目民生費県負担金につきましては174万3,000円の追加でございます。1節のほうでは、国民健康保険未就学児の均等割保険税負担金の交付決定によりまして11万8,000円の追加、3節のほうでは、障害者自立支援給付費負担金ということで事業費の増によりまして162万5,000円の追加でございます。

5目県移譲事務交付金につきましては2,000円の追加ということで、浄化槽設置届関係の移譲事務交付金の確定によりまして追加でございます。

2項2目総務費県補助金につきましては19万6,000円の追加でございます。自主運行バスの運行費補助金の額の確定によるものでございます。

6目農林水産業費県補助金につきましては277万2,000円の追加でございます。1節につきまして、農業人材力強化総合支援事業補助金につきましては150万円の減ということで、お一人が交付対象外となったことによるものでございます。肥料高騰対策緊急整備事業補助金につきましては152万2,000円の追加でございます。内示によるものでございます。2節につきましては、県単治山整備事業補助金で、内示によりまして275万円の追加でございます。

10目の教育費県補助金につきましては4万5,000円の追加で、学習指導員等配置事業補助金の追加によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

3項2目総務費県委託金につきましては46万6,000円の追加でございます。岐阜県議会議員選挙委託金の内示によるものでございます。

8目土木費県委託金につきましては8万4,000円の減でございます。河川維持修繕委託金という

ことで、契約方法の変更によりまして減額でございます。

16款1項2目指定寄附金につきましては、補正額は879万3,000円の追加でございます。ふるさと思いやり基金指定寄附金のほうで7月から10月分で859万2,000円の追加、子育て支援室指定寄附金が20万1,000円の追加でございます。

17款1項19目農用地等保全対策基金繰入金につきましては、630万円の追加でございます。

19款4項4目雑入につきましては177万4,000円の追加でございます。

説明欄を見ていただきまして、道の駅の急速充電器の維持権利金につきましては、額の確定によりまして9万7,000円の追加でございます。障害者自立支援給付費国庫負担金過年度精算金につきましては18万4,000円の追加、プレカット施設機器更新白川町負担金で17万5,000円の追加、用地及び物件補償費ということで上小木の用地費で73万4,000円の追加でございます。ふるさと納税の還元用在庫米販売代として9万7,000円の追加でございます。保健所派遣負担金につきましては48万7,000円の追加ということで、こちらのほうは職員2名分の費用でございます。夏に職員2人が保健所のほうに出向しましたので、その分の費用の負担金でございます。

20款1項6目農林水産業債、補正額は270万円の追加でございます。自然災害防止事業で、県単の治山事業のほうの分でございます。

では、次のページをお願いいたします。

3. 歳出。

1款1項1目議会費につきましては、補正額は13万7,000円の追加でございます。議会事務局費のほうで、職員の一般職員給で1万1,000円、職員手当等で期末手当で3,000円、勤勉手当で2,000円、児童手当及び子ども手当のほうで12万円、1人分の追加でございます。共済費の職員共済組合負担金のほうは1,000円の追加でございます。あわせまして、特定財源としまして、県からの人件費の負担金を28万8,000円財源充当しております。今回の補正では、人事院勧告に伴いまして、給与等の改定により、人件費の補正がたくさんありますのでお願いいたします。

2款1項1目一般管理費につきましては1,091万8,000円の追加でございます。総務一般管理費では1,077万円の追加でございます。給料の一般職給については57万7,000円の減額、職員手当で期末手当で11万3,000円の減、勤勉手当で9万5,000円の減、退職手当組合負担金につきましては29万7,000円の追加、共済費につきましては35万6,000円の追加でございます。給料等の減額につきましては、職員1人が短時間勤務職員ですので、その分の費用を減額するものでございます。

次のページへ行きまして、需用費をお願いいたします。電気使用料については220万円の追加、施設修繕料で11万円の追加でございます。積立金で、ふるさと思いやり基金積立金で859万2,000円の追加をお願いするものでございます。特定財源としまして、ふるさと思いやり基金積立金859万2,000円の財源充当を行っております。

続いて、自治会等運営支援事業につきましては、補助金で公の施設等修繕補助金7万円の追加でございます。久須見の集会所に手すりを設置されるということで、3分の2補助を行うものでございます。

公共交通事業につきましては、補助金で自主運行バス運行補助金7万8,000円の追加でございます。こちらは額の確定によるものでございます。あわせまして、県の補助金19万6,000円を財源充当しております。

6目企画費は40万6,000円の追加でございます。再生可能エネルギー推進事業で、急速充電器電気使用料で40万6,000円の追加でございます。あわせまして、特定財源としまして急速充電器の権利金9万7,000円を財源充当しております。

7目交通安全対策費につきましては68万7,000円の追加でございます。交通安全対策費で、需用費の凍結防止対策用品につきましては20万7,000円の追加ということで、こちらは凍結防止剤の単価が上がったことにより追加するものでございます。それと、電気使用料につきましては48万円の追加でございます。

次のページをお願いいたします。

13目新型コロナウイルス感染症対策事業につきましては、95万円の追加でございます。説明欄を御覧いただきまして、【新型コロナ】生活支援思いやり給付金事業につきましては2,404万円の減額ということで、事業費組替えによりまして全額減額するものでございます。あわせまして、特定財源も減額しております。

次の段へ行きまして、【新型コロナ】生活支援思いやり商品券事業で2,499万円の追加をお願いするものでございます。こちらが組み替えて行う事業でございます。需用費としまして、事務用消耗品費で10万円、印刷製本費で50万円、役務費の郵便料は50万円、委託料で商工会事務委託料が20万円、補助金としまして生活支援思いやり商品券事業補助金ということで2,369万円の予算計上でございます。あわせまして、特定財源も1,685万5,000円、コロナの交付金を財源充当しております。

次のページをお願いします。

2項1目税務総務費につきましては7万1,000円の追加でございます。税務総務費で、給料の一般職員給で4万7,000円、職員手当等で期末手当1万1,000円、勤勉手当が9,000円、職員共済組合負担金のほうで4,000円の追加ということでお願いします。特定財源としましては、職員の県への出向の負担金ということで19万9,000円を財源充当しております。

3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては13万4,000円の追加でございます。説明欄を見ていただきまして、一般職員給で2万8,000円、職員手当等で期末手当で6,000円、勤勉手当で5,000円、共済費で職員共済組合負担金2,000円の追加ということで、全体で4万1,000円の追加でございます。

戸籍電算化システム運営費のほうでは、委託料で庁内ネットワーク機器設定変更委託料ということで9万3,000円の追加をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。

2目住民情報処理費につきましては24万8,000円の追加でございます。委託料で住民基本台帳ネットワークシステム対応委託料の追加でございます。

4項7目岐阜県議会議員選挙費につきましては69万7,000円の追加でございます。報酬としまして会計年度任用職員の報酬2万円、需用費としまして選挙用資材で10万円、その他印刷製本費で10

万円、役務費の郵便料で6万5,000円、委託料としまして選挙人名簿電算処理委託料が14万8,000円、使用料及び賃借料でポスター掲示板レンタル料が26万4,000円の追加でございます。あわせて、県からの委託金46万6,000円の財源充当を行っております。この選挙につきましては、令和5年4月17日に実施予定でございますが、選挙の事務費用としまして予算化するものでございます。

次のページをお願いいたします。

3款1項1目住民福祉費につきましては31万円の追加でございます。住民福祉費一般で、一般職員給で1万6,000円、職員手当等で期末手当が5,000円、勤勉手当が4,000円、職員共済組合負担金のほうで1,000円の追加をお願いするものでございます。

国民年金事務費につきましては、前年度の事務費の交付金の返還金が2,000円の追加でございます。

国民健康保険特別会計繰出金につきましては、法定内繰り出し28万2,000円の追加でございます。

3目保健福祉費につきましては1,298万7,000円の追加でございます。介護保険特別会計繰出金としましては、地域支援・介護予防分で6万6,000円の減額、地域支援・包括的支援・任意事業分で9万3,000円の追加をお願いするものでございます。

保健福祉費一般では529万7,000円の追加をお願いします。給料で一般職員給で3万3,000円、職員手当等で期末手当が7,000円、勤勉手当が5,000円、次のページをお願いいたします。超勤手当で25万円、共済費のほうで2,000円の追加をお願いするものでございます。補助金としまして、村の社会福祉協議会補助金500万円の追加をお願いするものでございます。

障がい福祉サービス事業につきましては766万3,000円の追加でございます。扶助費で障害福祉サービス費のほうで650万円、こちらは不足が見込まれるために今回追加をお願いするものでございます。償還金、利子及び割引料では、過年度障害者医療費国庫負担金返還金が70万7,000円、同じく過年度障害者障害児入所給付費等国庫負担金返還金が13万円、過年度障害者自立支援給付費等県費負担金返還金が32万6,000円の追加でございます。あわせて、国からの補助金325万円と県からの負担金162万5,000円の財源充当を行っております。

4目老人福祉費は8万7,000円の追加でございます。神土交流サロンの運営費としまして、電気使用料3万円の追加。五加交流サロン運営費としまして、需用費で事務用消耗品3万7,000円と電気使用料で2万円の追加をお願いするものでございます。

次のページをお願いします。

2項1目児童福祉総務費では11万1,000円の追加でございます。子育て支援総合推進事業では11万8,000円の減額ということで、補助金で地域定住促進奨学金等返済支援補助金のほうの額の確定により減額でございます。子育て支援室運営事業につきましては、備品購入費で22万9,000円の追加でございます。屋内用の滑り台の購入費でございます。あわせて、寄附金20万1,000円の財源充当を行っております。

2目認可保育所費につきましては318万6,000円の追加でございます。みつば保育園運営費で、一般職員給としましては153万7,000円の追加、職員手当等としまして期末手当で40万4,000円、勤勉

手当で33万3,000円、通勤手当で2万1,000円、共済費で職員共済組合負担金で29万1,000円の追加、需用費で電気使用料が40万円の追加、委託料のほうで保育補助員委託料の不足が見込まれることから20万円の追加でございます。あわせまして、広域入所の負担金等で21万6,000円の財源充当を行っております。こちらの給料の増につきましては、保育士1名が復職しておりますので、その費用が入っております。お願いいたします。

次のページをお願いいたします。

4款1項1目保健衛生総務費につきましては、36万6,000円の追加でございます。保健衛生総務費一般で一般職員給で9,000円、職員手当等で期末手当が3,000円、勤勉手当で3,000円、超勤手当で35万円、共済費で職員共済組合負担金が1,000円の追加でございます。

4目保健福祉センター費につきましては17万円の追加ということで、需用費の庁舎用燃料費で4万8,000円、電気使用料で12万2,000円の追加でございます。

5目環境対策費につきましては1,043万1,000円の減額でございます。環境総務費の繰出金で、簡易水道特別会計繰出金で運営費分の減額でございます。

6目廃棄物対策費につきましては50万円の追加でございます。生活排水対策事業のほうで、繰出金で下水道特別会計の運営費分で50万円の追加でございます。あわせまして、県の事務移譲交付金のほうを2,000円財源充当しております。

次のページ、6款1項1目農業委員会費につきましては5万円の追加でございます。職員一般給で3万5,000円、職員手当等で期末手当が7,000円、勤勉手当が6,000円、共済費で職員共済組合負担金で2,000円の追加でございます。

2目農業総務費につきましては5万1,000円の追加でございます。職員一般給で3万6,000円、職員手当等で期末手当で7,000円、勤勉手当が6,000円、共済費で職員共済組合負担金のほうで2,000円の追加でございます。

3目農業振興費につきましては123万4,000円の追加でございます。農業振興費各種補助金につきましては273万4,000円の追加でございます。補助金で野猪捕獲柵購入補助金で45万円の追加、肥料高騰対策緊急整備事業補助金で228万4,000円の追加でございます。こちらにつきましては、県からの補助金152万2,000円の財源充当を行っております。

その下の新規就農者等支援事業につきましては150万円の減ということで、農業次世代人材投資資金補助金の減額でございます。対象者1名の方が補助対象から外れたために減額するものでございます。あわせまして、県からの補助金150万円を減額する財源補正も行っております。

次のページをお願いいたします。

5目山村振興事業費につきましては81万4,000円の追加でございます。山村振興事業費一般で、魚の宿エアコン設置工事で81万4,000円の追加でございます。老朽化でエアコンが故障しております、4棟分の費用を予算計上しております。

7目農地費につきましては、補正額1,110万円の追加でございます。農地総務費で、工事請負費としまして農地・農業用施設維持管理工事60万円につきましては、大明神で用水路等の修繕1か所

を行います。基金活用農用地等修繕工事につきましては1,050万円で、水田等で村内14か所の予算計上でございます。あわせまして、特定財源としまして分担金で105万4,000円と基金からの繰入金630万円の財源充当を行っております。

2項1目林業総務費につきましては13万7,000円の追加でございます。林業総務費で、一般職員給で3万2,000円、職員手当等で期末手当で7,000円、勤勉手当が5,000円、児童手当及び子ども手当で9万円の追加でございます。共済費の職員共済組合負担金は3,000円の追加でございます。

次のページをお願いします。

2目林業振興費につきましては60万6,000円の追加でございます。一般林業振興費のほうで、補助金でプレカット施設整備補助金ということで60万6,000円の追加でございます。あわせまして、白川町からの負担金17万5,000円の財源充当を行っております。

3目林道総務費につきましては550万円の追加でございます。委託料で陰地の上田谷流路工測量設計委託料ということで550万円の追加でございます。あわせまして、県補助金275万円と地方債270万円の財源充当を行っております。

7款1項1目商工振興費につきましては9万5,000円の追加でございます。商工振興費一般で、一般職員給で3万5,000円、職員手当等で期末手当が7,000円、勤勉手当が6,000円、住居手当、こちらは2万1,000円の減額でございます。児童手当及び子ども手当で12万円の追加、職員共済組合負担金につきましては5万2,000円の減額でございます。

次のページをお願いいたします。

2目地域づくり推進費につきましては557万円の追加でございます。イベント支援事業では170万円の減額ということで、つちのこフェスタで150万円の減、秋フェスタが20万円の減でございます。

地域産業活性化対策事業につきましては100万円の追加ということで、補助金で商工業新規開業支援補助金1名の追加でございます。

ふるさと納税事業につきましては277万円の追加でございます。報償費のふるさと納税還元記念品について110万円の追加、役務費で宅急便料金で121万円の追加、手数料でふるさと寄附金クレジットカード決済手数料で5万円の追加、委託料、こちらが新しいものですけれども、ふるさと納税事業業務委託料22万円の追加、使用料及び賃借料でふるさと寄附金受付決済システム使用料で19万円の追加でございます。こちらのふるさと納税の事業委託料につきましては、なかなか職員だけでは寄附金が伸びていきませんので、実績ある会社に業務委託を行いまして、実績を伸ばしていくための費用でございます。

第三セクター支援事業については350万円の追加でございます。工事請負費でつちのこ資料館改築工事110万円、備品購入費としましてつちのこ資料館備品購入費で240万円の計上でございます。こちらは、つちのこ館の2階にあります資料館を再整備する費用で、展示場所の改修と、動くつちのこの模型を更新する費用と、映像等を流すためのモニターを整備する費用でございます。

8款1項1目土木総務費につきましては4万円の追加でございます。一般職員給で2万7,000円、期末手当で6,000円、勤勉手当で5,000円、共済費で職員共済組合負担金が2,000円の追加ござい

ます。

2項1目道路橋梁維持費につきましては675万3,000円の追加でございます。道路橋梁維持事業で、委託料で村道除雪等業務委託料につきましては50万円の追加ということで、こちらは小学校付近で除雪する場所が増えたことによるものでございます。工事請負費につきましては、村道維持修繕工事で300万円、小規模修繕等単価契約工事で250万円の追加でございます。原材料費につきましては、道路維持管理用原材料費ということで通学路部分の凍結防止剤を購入する費用50万円の追加でございます。

道の駅管理費につきましては25万3,000円の追加ということで、こちらは電気使用料の追加でございます。

道路メンテナンス補助事業につきましては、次のページを御覧いただきたいと思っております。工事請負費でカラスゲ橋の補修工事と柏本橋補修工事、この2つの工事を減額しまして、3つ目の柏本地内橋梁補修工事ということで工事の集約化を図りまして、事業の増減で、補正額はありませんが、事業の集約化を図るものでございます。

3項1目住宅管理費につきましては、こちらは財源充当だけで、滞納の使用料を特定財源のほうに1万1,000円財源充当しております。財源補正でございます。

4項1目河川砂防費につきましては71万円の追加でございます。まず委託料のほうで、ぎふリバーサポーター委託料9万円の減につきましては、今まで村を介していたものを県と商工会との直接契約になりましたので、9万円減額するものでございます。工事請負費につきましては、河川維持修繕工事80万円につきましては柏本の堰の修繕費の予算計上でございます。特定財源としまして、県からの委託金8万4,000円の減額と用地費73万4,000円の財源充当を行っております。

次のページをお願いします。

9款1項2目消防施設費につきましては12万円の追加でございます。コミュニティ消防センター管理費で電気使用料の追加でございます。

3目災害対策費につきましては21万円の追加でございます。需用費の電気使用料で10万円、役務費のほうでは、全国瞬時警報システム設定変更手数料としまして11万円の追加をお願いするものでございます。

10款1項2目、教育委員会の事務局費でございます。44万8,000円の追加でございます。教育長及び一般職員給で3万6,000円、職員手当等で期末手当で7,000円、勤勉手当が6,000円、超勤手当で44万8,000円の追加、次のページをお願いいたします。共済費の職員共済組合負担金のほうが4万9,000円の減額でございます。

2項1目学校管理費、こちらは小学校の学校管理費でございます。97万6,000円の追加でございます。小学校管理費一般で、需用費の校舎用燃料費で17万6,000円の追加、電気使用料のほうで80万円の追加でございます。

2目教育振興費につきましては2万6,000円の追加ということで、こちらは小学校のほうの使用ソフトのライセンス料の追加でございます。あわせまして、県からの補助金4万5,000円の財源充

当を行っております。

3項1目学校管理費、これは中学校の学校管理費でございます。99万6,000円の追加でございます。職員手当等で通勤手当で9万6,000円の追加、需用費のほうで電気使用料で90万円の追加でございます。

4項2目公民館費につきましては71万1,000円の追加でございます。はなのき会館管理費で電気使用料の追加でございます。

一般会計は以上でございます。

○議長（桂川一喜君）

村民課長 安江修治君。

○村民課長（安江修治君）

議案第65号 令和4年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。令和4年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億663万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和4年12月9日提出、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算補正と事項別明細書を省略させていただきまして、7ページから説明させていただきます。

2. 歳入。

5款1項1目一般会計繰入金、補正額28万1,000円の追加になります。説明欄を御覧いただきまして、職員給与等繰入金の内訳としましては、職員1名分の給与としまして4万4,000円の追加をお願いするものです。未就学児均等割保険税繰入金につきましては23万7,000円ということで、県の交付額決定によりまして追加をお願いするものでございます。

6款1項1目繰越金、補正額21万5,000円の減額になります。前年度繰越金によります収支のバランスを取るものでございます。

次のページをお願いいたします。

3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額4万4,000円の追加になります。説明のほうを御覧いただきまして、一般管理費のほうの給料で2万7,000円の追加、職員手当等のほうでは1万5,000円の追加、共済費のほうでは2,000円の追加ということでお願いするものでございます。財源のほうの内訳を見ていただきますと、その他のほうでは一般会計の繰入れ分として財源を繰り入れるものでございます。

7款1項3目保険給付費等交付金償還金、補正額2万2,000円の追加になります。説明のほうを御覧いただきまして、保険給付費等交付金償還金の内訳につきましては、前年度分の保険者努力支援交付金が1万8,000円、特別調整交付金のほうで4,000円で、いずれも額の確定によります返還金

になります。

国民健康保険特別会計は以上になります。

続いて、議案第66号 令和4年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第2号）。令和4年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和4年12月9日提出、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算補正と事項別明細書を省略させていただきまして、7ページから説明させていただきます。

2. 歳入。

3款1項1目介護給付費負担金、補正額20万円の減額になります。説明を御覧いただきまして、介護給付費負担金につきましては給付費の組替えによりまして20万円を減額するものでございます。

2項1目調整交付金、補正額4万5,000円の減額になります。説明を御覧いただきまして、調整交付金の総合事業分につきましては、地域支援事業の総合事業と総合事業以外との事業費の組替えによりまして減額をお願いするものでございます。

2目地域支援交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額10万6,000円の減額になります。こちら説明を御覧いただきまして、地域支援交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）につきましては、こちらの総合事業とそれ以外の総合事業以外の事業費との組替えによりまして減額になります。

3目地域支援交付金（総合事業以外の地域支援事業）ということで、補正額18万8,000円の追加になります。説明のほうを御覧いただきまして、地域支援交付金（総合事業以外の地域支援事業）は、2目の総合事業との組替えによりまして増額になります。

6目保険者機能強化推進交付金、補正額3万8,000円の減額になります。説明のほうを御覧いただきまして、保険者機能強化推進交付金のほうは交付額の確定によりまして減額になります。

7目介護保険保険者努力支援交付金、補正額4万9,000円の減額になります。説明を御覧いただきまして、介護保険保険者努力支援交付金も同様で交付額の確定によりまして減額になります。

4款1項2目地域支援交付金、補正額14万3,000円の減額になります。説明のほうを御覧いただきまして、地域支援交付金のほうは、こちらのほうも総合事業と総合事業以外の事業費の組替えによりまして減額になります。

次の8ページをお願いします。

5款1項1目介護給付費負担金、補正額20万円の追加になります。説明のほうを御覧いただきまして、介護給付費負担金につきましては、国庫分と県の負担金の給付費の組替えによりまして追加をお願いするものでございます。

2項1目地域支援交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額6万6,000円の減額になります。説明のほうを御覧いただきまして、地域支援交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）

は、こちらのほうも総合事業以外との事業費の組替えによりまして減額をお願いするものです。

2目地域支援交付金（総合事業以外の地域支援事業）、補正額9万4,000円の追加になります。説明のほうを御覧いただきまして、地域支援交付金のほうも総合事業以外の地域支援事業ということで、1目の総合事業との組替えによります増額になります。

次のページ、9ページをお願いします。

6款1項2目地域支援繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額6万6,000円の減額になります。説明のほうを御覧いただきまして、地域支援繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、国費・県費と同様に村からの繰入金も総合事業以外の事業費との組替えによります減額になります。

3目地域支援繰入金（総合事業以外の地域支援事業）、補正額9万3,000円の追加になります。説明を御覧いただきまして、地域支援繰入金（総合事業以外の地域支援事業）も国・県費と同様に、村からの繰入金も総合事業と組み替えまして増額になっております。

7款1項1目繰越金、補正額9万6,000円の追加になります。前年度の繰越金による収支のバランスを取るものでございます。

8款2項1目雑入、補正額4万2,000円の追加になります。説明のほうを御覧いただきまして、配食サービスの利用負担につきましては、利用者の増加見込みによりまして負担金を増額するものでございます。

以上が歳入になります。

次のページをお願いします。

3. 歳出。

2款1項1目居宅介護サービス給付費、補正額400万円の減額になります。説明のほうを御覧いただきまして、居宅介護サービス給付費のほうは減少見込みになっておりますけれども、施設介護サービス給付費のほうが増加見込みということで、事業費の組替えによりまして減額をしております。財源の内訳を見ていただきますと、国県支出金が164万円の減、その他のほうで158万円の減、一般財源で78万円の減額になっております。

2目の施設介護サービス給付費、補正額400万円の追加になります。説明のほうを御覧いただきまして、施設介護サービス給付費の増加見込みによりまして、1目の居宅介護サービス給付費との組替えによりまして追加をお願いするものでございます。財源のほうは、国県支出金が164万円の増、その他で158万円の増、一般財源のほうで78万円の増となっております。

5款1項1目介護予防・生活支援サービス事業、補正額53万円の減額になります。説明のほうを御覧いただきまして、こちらのほうは、訪問型サービス事業につきましては利用者のほうが増加見込みによりまして17万円の追加をお願いするものです。財源の内訳のほうとしましては、国県支出金が6万9,000円の増、その他のほうで6万7,000円の増というふうになっております。一般財源のほうが3万4,000円の追加になります。

通所型サービス事業のほうは、こちらのほうは利用者の減少見込みと包括的支援・任意事業のほ

うとの組替えによりまして70万円の減額になっております。財源の内訳のほうも、国県支出金が33万1,000円の減、その他のほうが27万6,000円の減額、一般財源が9万3,000円の減というふうになっております。

2目の介護予防ケアマネジメント事業費につきましては、歳入のほうで御説明しました介護保険の保険者努力支援交付金のほうの交付額の決定によりまして、財源充当補正になっております。それぞれ1,000円の財源充当をしております。

次のページをお願いします。

2項1目一般介護予防事業も、同じくこの介護保険保険者努力支援交付金の交付決定によりまして財源充当補正となっております。財源のほうは2,000円の増減となっております。

3項1目地域包括支援センター運営費のほうは、こちらのほうも歳入のほうで説明しました保険者機能の推進交付金のほうの交付額の決定によりまして財源充当となっております。財源内訳のほうは7,000円の増額となっております。

2目の任意事業費、補正額は53万円の追加になります。説明を御覧いただきまして、配食サービス事業のほうは、利用者の増加見込みによりまして18万円の追加となっております。事業用消耗品費のほうで5万円、配食サービス委託料で13万円の増額になります。財源内訳のほうは、国県支出金のほうで7万7,000円の増、その他で6万8,000円の増、一般財源で3万5,000円の増となっております。

次に、介護者教室につきましては、こちらのほうも保険者機能強化推進交付金の交付決定によりまして財源充当補正としております。内訳のほうは8,000円の増額となっております。

次に、みまもりのわ高齢者支援事業につきましては、当初訪問員2名から3名ということで1名増になりましたので、35万円の追加をお願いするものでございます。事業費のほうでは、総合事業との組替えによりまして増となっております。会計年度任用職員報酬が30万円、費用弁償で5万円、それぞれ増としております。財源内訳のほうでは、国県支出金が20万3,000円、その他で6万7,000円、一般財源で8万円の増となっております。

3目生活支援体制整備事業から次の12ページの5目在宅医療・介護連携推進事業、6目の認知症総合支援事業までは、歳入で説明しました保険者機能強化推進交付金の交付決定によりまして財源充当となっております。3事業を合計しまして、国県支出金が2万1,000円の減額に対しまして、一般財源で2万1,000円を増額としております。

4項1目審査支払手数料は、説明欄を御覧いただきますと、総合事業の対象交付金となります介護保険保険者努力支援交付金のほうの交付決定によりまして、財源充当補正となっております。財源の内訳は1,000円の増額となっております。

介護保険特別会計は以上になります。

○議長（桂川一喜君）

建設環境課長 安江透雄君。

○建設環境課長（安江透雄君）

議案第67号 令和4年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第3号）。令和4年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,922万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,206万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和4年12月9日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正と5ページ、6ページの事項別明細書を省略させていただき、7ページの歳入からお願いします。

2款1項1目一般会計繰入金、補正額1,043万1,000円の減。説明欄を御覧ください。一般会計繰入金、運営費分となっています。

3款1項1目繰越金、補正額14万8,000円の減。説明欄を御覧ください。前年度の繰越金です。

9款1項1目雑入、補正額1,864万3,000円の減。説明欄を御覧ください。水道管移転補償費、県からの繰入れ分です。

8ページ、次のページをお願いします。

歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額3万4,000円の増。説明欄を御覧ください。一般管理費のうち、給料、職員手当の増額、共済費の減額となっております。

2款1項1目東白川簡易水道建設事業費、補正額3,087万5,000円の減。説明欄を御覧ください。単独事業分のうち、使用料及び賃借料で曲坂の仮設管の賃借料が70万5,000円の増、工事請負費のうち曲坂川砂防事業に伴う水道管布設替工事が1,538万4,000円の減、県営基幹農道整備事業に伴う水道管布設替工事が1,619万6,000円の減、それぞれが県の工事の先送りによるもので減額となっております。

次のページをお願いします。

3款1項1目施設維持管理費、補正額161万9,000円の増。説明欄を御覧ください。工事請負費で施設修繕工事が132万円、原材料費、資材で29万9,000円となっております。

続きまして、議案第68号 令和4年度東白川村下水道特別会計補正予算（第4号）。令和4年度東白川村下水道特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,797万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和4年12月9日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正と5ページ、6ページの事項別明細書を省略させていただき、7ページの歳入からお願いします。

2款1項1目一般会計繰入金、補正額50万円の増。説明欄をお願いします。一般会計繰入金、運営費分となっております。

次のページをお願いします。

歳出。

2款1項1目施設維持管理費、補正額50万円の増。説明欄を御覧ください。施設維持管理費で電気料金の高騰による電気使用料の増額となっております。以上です。

○議長（桂川一喜君）

診療所事務局長 安江輝彦君。

○診療所事務局長（安江輝彦君）

議案第69号 令和4年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第5号）。令和4年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ376万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,323万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和4年12月9日提出、東白川村長。

2ページ、3ページと5ページ、6ページの歳入歳出の総括を省略させていただき、7ページを御覧ください。

2. 歳入。

1款1項3目外来収益、補正額30万円。説明欄を御覧ください。外来収益（現年度分）30万円の増額、これは歳出補正の委託料に充当するものです。

続いて、6款1項1目繰越金、補正額346万4,000円の増です。前年度繰越金ですが、収支のバランスを取るための補正です。

次ページをお願いします。

3. 歳出。

1款1項1目、総務費、一般管理費、補正額272万8,000円の増。説明欄を御覧ください。総務一般管理事業、共済費9万3,000円の増、臨時職員等社会保険料です。需用費、光熱水費180万円、電気使用料150万円とガス使用料30万円の増は、それぞれ単価高騰によるものです。公課費で83万5,000円の増、令和4年度分の納付額の確定に伴う補正をお願いするものです。

続いて、2款1項1目、医業費、一般管理費、補正額73万6,000円の増。説明欄を御覧ください。医業一般管理事業で給料7万円の増、職員手当等3万2,000円、期末手当1万5,000円、勤勉手当1万2,000円、退職手当組合負担金5,000円です。共済費63万4,000円の増。職員共済組合負担金6,000円、臨時職員等社会保険料62万8,000円で、これらは人件費の給与改定に伴う補正でございます。

ページの最下段のところで、2目医療管理費、補正額30万円の増。委託料30万円となっております。

9ページを見ていただいて、特定財源、その他のところで30万円、外来収益、診療報酬を充当いたします。説明欄では、検体検査業務委託料30万円の増となっております。

国保診療所特別会計については以上です。

○議長（桂川一喜君）

ここで暫時休憩とし、休憩中に全員協議会を開催しますので、協議会室へお集まりください。

午後1時47分 休憩

午後2時28分 再開

○議長（桂川一喜君）

時間にはまだ早いようですけれども、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）

一般会計の7款1項2目、商工費になります。26ページですね。

先ほど課長の説明の中で、一番下の第三セクター支援事業ということで、つちのご資料館の改修の話がございました。改修と模型とモニターというようなお話が出ましたけれども、ある程度もう少しどんなような改修をやって、それをモニターとかであれば、何を流してPRをするであるとか、この会館の今後の事業予定の見込みというか、そういったところを聞かせていただきたい。

○議長（桂川一喜君）

地域振興課長 村雲修君。

○地域振興課長（村雲 修君）

今の質問にお答えします。

第三セクター支援事業におけるつちのご資料館改修工事と、備品購入費によるつちのご資料館備品購入費。

先ほどの総務課長の説明の内容でございますが、もともとここを改修しようとした経緯というのは、つちのご館の、いわゆるあそこは観光客のお客様も見えるし、関係人口をこれから大切にしていくなかで、どうしてもつちのことというのは東白川村のイメージになっておる大切なものという中で、非常に15年も経過したつちのこの模型とかが古くなり過ぎちゃって、首がぼろぼろになっておったりとか、本当に見るに堪えないような状況で、今回改修するのはほとんど限界を超えた状態なので、改修をさせていただきたいというのが目的なんですけど、若干ちょっとまだ詳しく細かく見積りが取れ切っていないところもありまして、改修工事費には110万円、備品等には240万円ということなんですけど、もともとは模型を修繕するということが結構大きいポイントになってきています。あと、見積りしておる中には、模型と展示した村の雰囲気を見せるためのジオラマとか、そういったことも改修の内容に入っております。

今、つちのご館の2階へ上がってもらって、見られる仕組みをつくっているんですけど、やはり15年前の仕組みですので、なかなかお客さんに見やすい雰囲気ではない。なので、絵も最近の状態

に何とかしつらえて、見せるための環境をつくりたいということなんですけど、できるだけ来年のつちのこフェスタ開催を目指しておりますので、その見せ場となっていくことも考えながら、そういう整備を考えております。

なので、若干ちょっとまだ見積り的には粗削りのところもありますけど、おおむねこの予算内でやらせていただきたいというふうに思っております。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（桂川一喜君）

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）

今までもつちのこの村と言いながら、なかなかあそこを僕らも御紹介しにくかったというところがありますので、ぜひ期待しておりますのでお願いいたします。

○議長（桂川一喜君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

11ページをお願いしたいんですけど、補正の歳入のほうで、農林水産業費県補助金で152万2,000円が肥料高騰対策緊急整備事業補助金に上がっております。それに見合うのが、今度は23ページの費用のほうで農林振興事業の肥料高騰対策緊急整備事業補助金の228万4,000円になっております。その中に152万2,000円が含まれておると思いますが、この算定基礎なんですけど、どういふふうに算定をされておるかということと、その中の内容は法人なのか個人なのか、または団体なのかということをお聞きしたいです。

○議長（桂川一喜君）

産業振興課長 伊藤秀人君。

○産業振興課長（伊藤秀人君）

質問にお答えします。

今回の肥料高騰対策緊急整備事業補助金につきましては、国の肥料高騰対策事業に参加する事業者ということで国が補正予算で組まれたものでございます。それに参加する事業者ということで、化学肥料の使用量を2割軽減に取り組む農業者へ交付するものという条件がついて回っています。

今回のこの補助金につきましては、みのりの郷の側条施肥の田植機が1台、それから田代ライスさん、麦をやりたいということで、麦の側条施肥の播種機の1台を見積りとして上げさせていただきました。みのりの郷さんは共同利用の扱いとしております。田代ライスさんにつきましては、人・農地プランの位置づけとして村の中心的な農業者として位置づけられております。農地の賃貸借を行っている関係上、遊休農地や耕作放棄地の対策に十分取り組んでいただいておりますし、また認定農業者でもありますので、この2件の機械の整備補助とさせていただきます。以上で

す。

[挙手する者あり]

○議長（桂川一喜君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

説明を受けました。

そうすると、支出のほうは228万4,000円やもんで、県費が152万2,000円入っているということで、76万2,000円上乗せしたということは、その2台の機械でそれだけになるという意味ですか。

○議長（桂川一喜君）

産業振興課長 伊藤秀人君。

○産業振興課長（伊藤秀人君）

補助割合としては4分の3ということで、県費が2分の1、それから村の上乗せ分4分の1をつけております。以上です。

○議長（桂川一喜君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第64号 令和4年度東白川村一般会計補正予算（第7号）から議案第69号 令和4年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第5号）までの6件を一括して採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第64号 令和4年度東白川村一般会計補正予算（第7号）から議案第69号 令和4年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第5号）までの6件は、原案のとおり可決されました。

◎閉会中における議会運営委員会の継続調査について

○議長（桂川一喜君）

日程第16、閉会中における議会運営委員会の継続調査についてを議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 今井美道君。

○議会運営委員長（今井美道君）

東白川村議会議長 桂川一喜様。閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、東白川村議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

1. 会期及び会期延長の取扱いについて。2. 会期中における会議日程について。3. 議事日程について。4. 一般質問の取扱いについて。5. 議長の諮問事項に関する調査について。6. その他議会運営上必要と認められる事項。

以上、申出をいたします。令和4年12月9日、議会運営委員会委員長 今井美道。

○議長（桂川一喜君）

お諮りします。委員長の申出のとおり、閉会中における継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中における継続調査とすることに決定しました。

字句及び数字等の整理についてお諮りします。本定例会における議決事項について、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任をお願いできませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（桂川一喜君）

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和4年第4回東白川村議会定例会を閉会します。

午後2時40分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員